

# 第4回西知多医療厚生組合議会定例会

## 会 議 録

平成26年11月20日

西知多医療厚生組合議会

## 平成26年第4回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
一般質問について	6
神野久美子議員	6
1 新病院の経営について	
2 新病院受診のための公共交通機関について	
3 誇りの持てる病院について	
4 産後ケアについて	
夏目豊議員	12
1 開院に向けた取組みについて	
2 エボラ出血熱への対応について	
小坂昇議員	18
1 西知多総合病院施設完成後に知多市民病院・東海市民病院から移設 又は新設する設備に係るスケジュールと課題について	
2 開院に向けた医師・看護師・事務職員の研修スケジュールと課題 について	
3 入院患者の知多市民病院・東海市民病院から西知多総合病院への 転院について	
4 看護師の確保について	
島崎昭三議員	22
1 平成26年度診療報酬改定に伴う影響について	
2 新病院「西知多総合病院」の委託契約事項の状況について	
3 組織としての「顔合わせ・心合わせ・力合わせ」について	
辻井タカ子議員	28
1 開院に向けての市民や地域医療機関などへの取組みについて	
2 市民を巻き込んだ病院づくりについて	
3 医療従事者の確保について	

4 新病院開院後の収支計画について	
西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について	35
西知多医療厚生組合衛生事業特別会計設置に関する条例の一部改正について	38
西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	39
西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計設置に関する条例の制定について	41
平成26年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算(第2号)	43
平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第3号)	44
平成26年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算	51
平成25年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について	55
平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	59
平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について	61

## 平成26年第4回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成26年11月20日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番	早川直久	8番	伊藤正治
2番	蔵満秀規	9番	渡邊眞弓
3番	田中雅章	10番	大村聡
4番	井上正人	11番	夏目豊
5番	工藤政明	12番	小坂昇
6番	神野久美子	13番	島崎昭三
7番	辻井タカ子	14番	江端菊和

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成26年11月20日 午前9時30分

閉会 平成26年11月20日 午後2時31分

第1日 (11月20日)

1 出席議員(14人)

1番	早川直久	8番	伊藤正治
2番	蔵満秀規	9番	渡邊眞弓
3番	田中雅章	10番	大村聡
4番	井上正人	11番	夏目豊
5番	工藤政明	12番	小坂昇
6番	神野久美子	13番	島崎昭三
7番	辻井タカ子	14番	江端菊和

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	鈴木淳雄	副管理者	宮島壽男
副管理者	近藤福一	副管理者	渡辺正敏
会計管理者	奥屋博康	代表監査委員	東輝男

[総務部]

総務部長	小川隆二	総務部部長兼 病院事業部部長	伊藤弘和
総務課長兼 衛生センター所長	岩田光寿	経営企画課長	内山貴裕
新病院建設課長	橘重夫		

[病院事業]

医療監兼 知多市民病院長	浅野昌彦	東海市民病院長	千木良晴ひこ
病院事業部長	天木洋司	病院事業部次長	竹内慎二
管理課長	前田達郎	管理課課長	岡田光史
医事課長	深谷篤孝	医事課課長	岩堀良治
開院準備室長	下谷裕一		

[看護専門学校]

看護専門学校長 竹内晴子 庶務課長 彦坂邦之

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長 沢田稔幸 健康福祉監 神野規男

[知多市]

生活環境部長 浅田文彦 健康福祉部長 永井誠

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 佐々木美喜子 書記 櫛田竜也

書記 西山和智

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	15	西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について
6	16	西知多医療厚生組合衛生事業特別会計設置に関する条例の一部改正について
7	17	西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
8	18	西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計設置に関する条例の制定について
9	19	平成26年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算(第2号)
10	20	平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第3号)

1 1	2 1	平成 2 6 年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算
1 2	認定 1	平成 2 5 年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について
1 3	認定 2	平成 2 5 年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について
1 4	認定 3	平成 2 5 年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(11月20日 午前9時30分開会)

議長 (江端菊和)

皆さん、おはようございます。本日は御多忙の中、御参集いただきまして大変御苦勞さまでございます。

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成26年第4回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者から挨拶をお願いいたします。

管理者 (鈴木淳雄)

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成26年第4回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、「平成25年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」初め10件の議案でございます。何とぞ十分な御審議をいただき御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長 (江端菊和)

ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりに進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

---

議長 (江端菊和)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、3番田中雅章議員、13番島崎昭三議員を指名いたします。

---

議長 (江端菊和)



日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（江端菊和）

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

---

議長（江端菊和）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成26年6月分から8月分までの例月出納検査結果報告及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率についての報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

---

議長（江端菊和）

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

お手元に配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い質問をしていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしく申し上げます。残時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残時間がなくなりますと卓上ベルでお知らせをいたします。よろしく申し上げます。それでは、一般質問に入ります。

6番神野久美子議員の発言を許します。

6番議員（神野久美子）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

西知多総合病院は来年5月1日開院を目指して着々と工事が進められています。夜遅くまで電気が点灯しており、工事関係者の方々には頭が下がる思いです。

質問事項1、新病院の経営について質問します。7月には北播磨総合医療センターと市立伊丹病院を視察させていただきました。北播磨総合医療センターは神戸大

学の提案を受け、三木市民病院、小野市民病院を統合し、住民の安心・安全を確保するためマグネットホスピタルとして誕生しました。総病床数は450床ですが、看護師不足のため1病棟が開けず385床ということでした。昨年10月開院し、ことし3月までの実績は、一日平均患者数が入院約270人、外来755人、平均単価が入院約6万3,600円、外来1万1,660円、病床利用率80%、平均在院日数が13日、紹介率が約64%、逆紹介率50%ということでした。開院当初は診療制限などの影響で計画数値に達していませんでしたが、その後は順調に推移し計画を上回る実績ということでした。企業団、一部事務組合全部適用を採用されています。

市立伊丹病院は、稼働病床数369床、一日平均患者数が入院約300人、外来860人、平均単価が5万6,000円、平均在院数13日、紹介率60%以上で、平成22年度より黒字経営をされています。地域医療機関との連携強化や医療費用の抑制に対する取り組み、医師を含む医療従事者確保の取り組みなど積極的に実施されています。民間で医事会計をしていた方をヘッドハンティングされていました。地方公営企業法全部適用を採用されていました。

先日、市民の方々から新病院は黒字経営できるように取り組まれているのでしょうねと念押しされました。今までのように赤字経営では市民の皆様に顔向けできません。何のために統合したのかと批判が出るのは必至です。視察させていただいた今までの病院は、黒字経営をするためのさまざまな努力を積み重ねておられました。私は以前、一般質問で経営感覚にすぐれた事務局長の人事についてはヘッドハンティングしてでも何とかするべきだと訴えさせていただきました。

質問要旨1、経費の節約・合理化についての取り組みはどのように考えるか。2、収入の確保についてはどのようにしていくのか。3、経営形態についてはどうか。4、事務局長の人事はどうなるかお伺いします。

次に、質問事項2、新病院受診のための公共交通機関について質問します。

養父森岡線の工事に合わせ新病院近くに駅ができるように検討されているところですが、駅の完成はまだまだ先になるようです。知多市民の方も、さらには知多半島じゅうからも多くの方に新病院を受診していただけるようにしたいものです。そのためには、循環バスや名鉄の駅からも新病院に行きやすいようにする必要があります。

質問要旨1、交通機関の利便性の高さは重要であるが、どのように考えているの

かお伺いします。

次に、質問事項3、誇りの持てる病院について質問します。誇りの持てる病院とは十人十色の考えがあるでしょう。私はスタッフがそれぞれの立場を尊重し合い、向上心にあふれ、働きやすい職場であることがまず一番ではないかと考えます。市立伊丹病院では、離職防止に配慮しメンタルヘルスに関する臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。この結果、平成22年度の看護師離職率は7.3%で前年度より1.1ポイント改善されました。どちらの病院も看護師不足のため病棟が開けないという事情を抱えてみえました。また、病院において多くのボランティア活動を支援し、市民サポーターをふやすことができています。具体的には、正面玄関での患者案内、中庭や正面玄関などの花壇手入れ、外来での芸術作品の展示など多岐にわたります。看護師が中心となってボランティアグループ同士のネットワークづくり、糖尿病やがんなどの患者会の設立や運営の支援も行っており、多数の職員がボランティアなどの形で参加しているそうです。新病院の市民の皆様、スタッフからも愛され、誇りの持てる病院となるよう2点質問します。

質問要旨1、スタッフが誇りを持って働ける病院になるための取り組みはどうか。2、ボランティアの受け入れについてどのように考えているかお伺いします。

次に、質問事項4、産後ケアについて質問します。産後間もない母親と赤ちゃんをサポートする産後ケアの必要性が近年高まっています。サービスの内容は、乳児の発達・発育チェックや母親のカウンセリングなどで、デイケアとショートステイがありどちらか選ぶことができます。横浜市では、利用者の自己負担の一割で市民税非課税世帯は無料となっています。ショートステイは一日当たり3,000円で最長7日間、デイケアは2,000円で最長7日間、一日当たり最長8時間となっています。東海市では既にアンケート調査が行われました。産後困ったことや心配だったことはありますかの問いに、はいと回答された方が約5割、その時期はいつごろですかという問いに産後1カ月以内という方が約3割、今回の出産と、その後の育児を振り返って産後ケアを利用したかったという回答が4割となっています。その調査を踏まえ、今後どのように取り組むのか3点質問します。

質問要旨1、どのような産後ケア事業とするのか。2、利用しやすい料金設定についてどのように考えているか。3、周知方法はどうするのかお伺いして第一質問を終わります。

管理者（鈴木淳雄）

神野久美子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1、新病院の経営についてでございますが、新病院は急性期病院としての収入の確保、経費の節減に努め、早期の安定経営を目指してまいります。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長及び医療監から答えさせますので、よろしく願いいたします。

病院事業部長（天木洋司）

質問事項1、新病院の経営についての1点目、経費の節約・合理化についての取り組みはどのように考えるかでございますが、光熱水費、消耗品費を初め通常経費につきましては、東海、知多両病院でのよいところを取り入れ、効率的な運用により節約、合理化に努めてまいります。また、医療にかかる薬品、診療材料については、両病院でメーカーなどが異なっていたものの統一を図ってまいります。いずれにいたしましても、2病院が1病院に統合される中で、病院経営をしっかりと見据え経費の節減に積極的に取り組んでまいります。

続きまして2点目、収入の確保についてどのようにしていくのかでございますが、病院収益の根幹である診療収入を確保していくために、急性期病院としての入院治療を中心に質の高い医療を提供し診療単価の向上を図るとともに、救急患者の積極的な受け入れ、外来診療における開業医との連携などにより入院患者を確保することで病床稼働率を高めてまいります。また、人間ドック、住民健診等につきましても、午後健診の実施などにより受診者の増加を図り、病院全体の収入の確保に努めてまいります。

続きまして3点目、経営形態についてはどうかでございますが、新病院での地方公営企業法全部適用は、事業管理者の経営責任と権限を明確化し変化する医療環境に迅速かつ柔軟な対応が可能となりますが、経営面で一般会計に依存した状態ではそのメリットが十分に発揮できないと考えておりますので、当面の間、現病院と同様、同法の一部適用としてまいります。今後、安定経営を目指し、自立的な経営の確保という観点に立って、幅広い視点から地方公営企業法の全部適用を含めて最適な経営形態を検討してまいります。

続きまして4点目、事務局長の人事でございますが、新病院での事務局長は病院長とともに病院経営を二人三脚で取り組んでいくためのすぐれた知識、経験、資質

が必要であることは十分に認識をいたしております。特に、開院時には開院準備、移転作業、開院初期の課題対応、東海、知多両市、組合、病院間の調整などを円滑に進めるためには事業に継続性がありますので、現在のところ外部からの人材登用は考えておりませんが、今後の経営健全化や地域の中核病院としての自立、大学医局との円滑な関係構築のため、将来外部からの適切な人材の確保も考えてまいります。

質問事項2、新病院受診のための公共交通機関についての1点目、交通機関の利便性の高さは重要であるがどのように考えているのかでございますが、東海、知多両市のコミュニティーバスに関しましては、病院利用者の利便性が図られるよう引き続き両市と協議を進めてまいります。また、患者送迎用のシャトルバスにつきましては、両市コミュニティーバス路線を参考に両市の最寄り駅等を結ぶ運行計画を検討中でございます。

医療監兼知多市民病院長（浅野昌彦）

質問事項3、誇りの持てる病院についての質問です。スタッフが誇りを持って働ける病院になるための取り組みについてでございますが、西知多総合病院は地域医療を支える基幹病院としてこれから発展し、医療の質の向上、救急医療の充実、病診連携の強化、健全経営、この4つの使命を全うしていく病院であります。私たち職員一同が一丸となって働きがいのある病院をつくり支えていく所存でございます。そのために現在、両病院で人事異動のほか、人事交流、新しい診療科の開設に向けての技術の習得を目標とした研修、講習会等に参加して、医療知識の共有を行い連帯感を育てております。このような取り組みが働きがいのある病院をつくることにつながり、職員が誇りを持って働ける病院となるものと信じております。

病院事業部長（天木洋司）

続きまして2点目、ボランティアの受け入れについてどのように考えているのかでございますが、現在、両病院では入院患者のリハビリ送迎や話し相手などのボランティア活動のほか、市民団体による院内コンサートや踊りなどを定期的実施されております。医師や看護師などと協力して患者さんに対し精神的な苦痛や不安を和らげるような活動を行うボランティアは貴重な存在であり、今後、新病院においても両市のボランティアセンターとも連携しながら活動内容を検討し受け入れを図ってまいります。

質問事項4、産後ケアについての1点目、どのような産後ケア事業とするのかでございしますが、産後は母親の身体やホルモンの状態が妊娠前の状態に戻る回復期であり、赤ちゃんとの新しい親子関係をつくっていく時期でもあります。産後ケアは、助産師から専門的なサポートを受けることで十分に心身を癒やし、安心して育児ができるようにさまざまな育児不安の相談、沐浴指導、授乳介助や乳房マッサージ等を行うものでございます。

続きまして2点目、利用しやすい料金設定についてどのように考えているかでございますが、本年7月に宿泊ケアを開始いたしました。対象者へのアンケート調査結果では宿泊ケアの料金や利用時間等から日帰りケアを希望する意見が多くございました。そこで、11月からは宿泊ケアに加え日帰りケアを開始することで、利用しやすい料金を設定し事業の拡充を図ったところでございます。

続きまして、3点目の周知方法につきましては、病院のホームページに加えて11月15日号東海市の広報への掲載、東海、知多両病院内や市役所庁舎、東海市のしあわせ村、知多市保健センターなどへのポスター掲示を実施いたしております。また、新病院でも魅力ある病院づくりの一環として継続をしております。以上でございます。

議長（江端菊和）

神野議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

6番議員（神野久美子）

2点、再質問をお願いいたします。

まず、質問事項1なんですけれども、先ほど両市の病院の医療メーカーの統一を図っていくというそういう御答弁でしたけれども、今現在、具体的にどのように進んでいるのかお伺いしたいと思います。

2点目に、質問事項の2の1なんですけれども、シャトルバス、こちらがいろんな駅を通過して新病院へということでしたけれども、具体的にどのようなことになっているのかお伺いしたいと思います。お願いします。

病院事業部長（天木洋司）

まず、再質問の1点目の薬品、それから診療材料に関しての統一についてどのように進めているかということでございますが、現在、薬剤担当部門、それから事務局の管理課、用度を扱っているところでございますが、そういったところで2病院

でワーキングチームとつくりまして、その中で統一についての検討を進めているところでございます。

それから、2番目、病院シャトルバスの具体的な駅等についてという御質問でございますが、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、現在、両市のコミュニティーバスの路線等を参考にして今後それを踏まえながら決めていきたいというふうに検討中でございますので、今現在どこの駅をどのようにということについてはまだ検討中でございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

神野議員、要望がありましたら発言を許します。

6番議員（神野久美子）

やはり市民の皆様は新病院について黒字経営ができるようにということを非常に心配をしておられますので、その点についてしっかりと努力をしていただきまして頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（江端菊和）

以上で、6番神野久美子議員の一般質問を終わります。

続きまして、11番夏目豊議員の発言を許します。

11番議員（夏目豊）

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い質問させていただきます。

1番目は、開院に向けた取り組みについてです。西知多総合病院は、平成27年5月1日の開院予定日に向け着々と建設工事が進められています。10月15日には本設備で初受電したと聞きました。外装工事も終え足場が取り外されました。新病院の外観が明らかになり、屋上に設置された公立西知多総合病院の銘板がはっきりと読めるようになりました。市民の皆さんも新病院の完成が間近であることを実感していると思います。

先日、名古屋港を海から視察する機会がありました。名古屋港の海上から新病院の建物がはっきりと確認でき、その立派な姿に感動しました。今回は5月1日の開院に向けた取り組みについて3点に絞り質問をさせていただきます。

1点目は、シャトルバスについてです。新病院のアクセスについては市民の皆さんの最大の課題であると言っても過言ではありません。病院事業としてのシャトルバスの検討状況についてお伺いします。

2点目は、ヘリポートについてです。新たな病院施設として屋上ヘリポートが設置され、救急体制と災害時対応の充実が期待されます。これまでなかった施設であり、開院後の運用に向けた取り組みについて伺います。

3点目は、病診連携の取り組みに関する実績と今後の予定、市民への周知についてです。新病院は、知多半島医療圏北西部に求められる24時間365日の二次救急医療体制や質の高い医療サービスを安定して供給し、地域の医療機関が安心して患者を紹介できる地域完結型の中核病院を目指していますが、そのためには開業医を初めとした地域の医療関係者と市民が、情報を共有してお互いの立場やかかわり方を理解し医療の地域ぐるみの体制をつくる必要があります。病診連携への取り組みが重要となっています。この取り組みの成否が新病院の行く末を左右すると言っても過言ではないと思っています。そこで、その進捗状況についてお伺いをします。

2番目は、エボラ出血熱への対応についてです。エボラ出血熱については、日本国内での感染者はまだ発生していませんが、一般の医療機関を受診した方が発症の疑いがあるということで騒ぎになっています。エボラ出血熱は全国45の指定医療機関が治療し、準備態勢も十分であることは承知しています。入国者への対応も強化されています。しかし、先ほど述べたように感染者が、もしくは感染の疑いのある方が近所の医療機関や市民病院で受診することも否定できません。そこで、エボラ出血熱への対応準備状況について確認するとともに、他の感染症と対応に違いがあるのかなど医学的見地から確認し、その上で両病院での対応マニュアル整備や訓練の実施状況や特別な対策が必要な場合、西知多総合病院開院までに準備する考えについてお伺いをします。1点目、特別な対策の必要について。2点目、両病院での取り組みについて。3点目、西知多総合病院での取り組みについて、以上、答弁よろしくお願いをします。

管理者（鈴木淳雄）

夏目豊議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1、開院に向けた取り組みについてでございますが、円滑に開院が迎えられるよう新病院への交通アクセス、地域の診療所との連携等について関係者と協議、検討を進めております。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますのでよろしくお願いいたします。

病院事業部長（天木洋司）



質問事項1、開院に向けた取り組みについての1点目、シャトルバスについてでございますが、現在、両病院間で運行している患者連絡バスは平成26年度上半期で一日平均延べ51.9人の利用がございました。新病院では患者さんの利便性を確保するため、両市最寄り駅等へのルート選定とダイヤの検討中でございます。

総務部長（小川隆二）

続きまして2点目、ヘリポートについてでございますが、病院の屋上に設置いたしましたヘリポートは、医療搬送してドクターヘリによる救急患者の受け入れや重症患者の救急処置後のスムーズな転院搬送に利用する施設として、また、災害時には県の防災ヘリコプターによる患者搬送や医療備品、患者食糧等の搬送を行うための施設であります。今後開院に向けて、東海市消防本部や愛知県航空防災隊と調整して、ヘリコプターの離発着訓練を行っていただくとともに、病院スタッフ側の準備といたしましては、患者受け入れや転院搬送の運用訓練を行っていく予定でございます。

続きまして3点目、病診連携への取り組みに関する実績と今後の予定、市民への周知についてでございますが、新病院は地域医療を支える基幹病院として発展していくため、地域の医療機関と連携し地域完結型医療を展開していくことが重要な使命の一つと考えております。これまでも両病院におきましては、医療連携部門を中心に患者の紹介、逆紹介を初めとしたさまざまな取り組みを行ってきております。現在、新病院の開院に向け、紹介、逆紹介の連携強化、在宅医療機能の支援、医療機器等の地域医療機関への開放、医療、介護、福祉等が学べる機会創出の4つの視点から具体的な内容を検討、調整しているところでございます。一方、地域の医療関係者との取り組みに関しましては、平成23年度から両市の医療関係者、両病院の院長等を委員とした地域医療連携会議を開催しております。今年度の11月10日開催いたしました会議では、新病院の地域医療連携の方向性と取り組みについて意見交換を行ったところでございます。今後につきましては、新病院における病診連携の具体的な内容を取りまとめ、市民や医療機関の皆様に広報やホームページ等を通じて周知していく予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

病院事業部長（天木洋司）

質問事項2、エボラ出血熱への対応についての1点目、特別な対策の必要性についてでございますが、エボラ出血熱は第一類感染症に該当し、国内3カ所にある特

定感染症指定医療機関、または、県内では第一種感染症指定医療機関に指定された名古屋第二赤十字病院しか治療を行うことができません。また、検査の実施は保健所と都道府県との協議により決定し国立感染研究所で行うこととされております。厚生労働省や日本病院会によれば国内感染のリスクは低いとされており、両病院での対応として、発熱患者への問診における渡航歴の確認及びエボラ出血熱が疑われる患者が発生した場合の保健所、県及び国への報告について院内通知をしたところでございます。なお、受診患者がエボラ出血熱と診断された場合には、その患者との接触者を的確に把握し経過観察ができるようにしておくこと、院内感染を広げないよう日ごろから感染予防対策の着実な実行が大切と考えております。

続きまして2点目、両病院での取り組みについてでございますが、両病院間では感染管理専従看護師によるインフルエンザやエボラ出血熱への対応を目的とした感染対策の協議を定期的に行っているところでございます。両病院とも感染症指定医療機関ではないためエボラ出血熱患者の治療を担当することはありませんが、診断が確定していない患者が来院する可能性はゼロではありませんので、感染対策担当を中心に引き続き協議を行い今後の流行状況を注視してまいります。具体的には、院内に一般医療機関への受診を控えるポスターを掲示するほか、疑わしい患者が来院したときに適切な対応ができる体制を整えるとともに、エボラ出血熱対応の防護服の購入を行ってまいります。

続きまして3点目、西知多総合病院での取り組みについてでございますが、新病院では、結核やインフルエンザ、鳥インフルエンザなど、感染症の発生を考慮し感染症待合や感染症診察室を設置しておりますので、これらを適切に運用し、エボラ出血熱患者においても発症初期の発熱時での受診などに対しては、渡航歴や症状の確認を行い、感染症待合を利用してほかの患者との接触を避けるように対応してまいります。また、エボラ出血熱は主として症状のある患者の体液等に直接接することにより感染し空気感染はしないとされております。ほかの感染症も含め、日ごろから感染予防対策をしっかりと行っていく取り組みが重要と考えております。以上でございます。

議長（江端菊和）

夏目議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

11番議員（夏目豊）

それでは、各項目について再質問させていただきます。

まず、1番目の開院に向けた取り組みについての1点目、シャトルバスについてですけれども、いろんな検討が進められていると聞いていますが、検討結果の市民への公表時期はいつごろになるのかお伺いをいたします。

2点目、ヘリポートについてですけれども、運航者による離発着訓練等、病院スタッフによる運用訓練をやるということですが、この実施時期はいつごろを予定されているのかお伺いをします。2つ目として、ヘリの運航に関する判断は消防や県等のヘリ運航管理者が行うと思いますが、例えば、判断のもととなる気象情報の提供者は病院となるのでしょうか。また、事故などのトラブル発生時における責任をとるのは誰になるのか、設備破損などの対応も含めて教えてください。

次に3点目、病診連携への取り組みに関する実績と今後の予定、市民への周知についてですけれども、病診連携の具体的内容の取りまとめ時期と周知のスケジュールはどうなっているのかお伺いをします。

あと2番目、エボラ出血熱への対応についての2点目、両病院での取り組みについてですけれども、エボラ出血熱対応の防護服を購入されるということですが、装備でほかの感染症対応と何が違うのか教えてください。また、購入数についても合わせて教えてください。以上です。よろしくお願いいたします。

病院事業部長（天木洋司）

シャトルバスについての再質問の1点目で、検討結果の市民への公表時期はいつごろになるのかでございますが、両市のコミュニティーバスの運行内容については地域公共交通会議での検討が進められると聞いており、新病院への路線ダイヤと調整を行いシャトルバスの運行内容を固めた上で市民への御案内を行ってまいります。具体的には、来年3月ごろからの御案内を考えております。以上でございます。

総務部長（小川隆二）

ヘリポートに関しての再質問の1つ目、離発着訓練、病院スタッフの運用訓練の実施時期はいつごろを予定しているのかについてでございますが、離発着訓練につきましては3月中旬ごろを予定して調整を進めております。病院スタッフ側の運用訓練につきましては新病院開院前までに実施する予定で、他のリハーサル等との日程調整を進めてまいります。

次に、2つ目の気象情報の提供や運航に関する責任についてでございますが、愛

知県防災ヘリコプターわかしやち運航マニュアルによりますと、気象情報に関しましては、活動に必要な支援情報として消防側から運航者に提供とされることになっております。また、離発着に関しての権限、支援に関する経費は運航者にあるとされておりますので、基本的には病院側には運航に係る責任や破損などの補償が発生するものとは考えておりませんが、今後、実施訓練に向けた調整の中で具体的な内容について確認してまいります。

続きまして、病診連携の取り組みの具体的な内容の取りまとめ時期と周知のスケジュールはどうかということですが、現在、開業医との紹介や逆紹介の方法など具体的内容を検討しており、来年2月に開催予定の地域医療連携会議において意見交換を行い取りまとめていく予定でございます。

また、周知のスケジュールでございますが、来年1月から毎月両市の広報に新病院開院に向けての紹介記事を掲載する予定で、その中で病診連携に関する内容も取り上げてまいり予定でございます。以上でございます。

病院事業部長（天木洋司）

エボラ出血熱対応の防護服を購入するが、装備ではほかの感染症対応と何が違うのかということと、それから、購入数はどうかということですが、これまで新インフルエンザなどの発生に備えてマスク、ゴーグル、長袖のガウン、シューズカバー、ニトリル手袋、フェイスシールド、メディカルキャップなどの感染対策用品を用意しておりますが、これら全てを身につけても体全体を覆うわけではございません。エボラ出血熱は接触感染と言われておりますが感染力は非常に強く、体液暴露の可能性のある患者対応としての防護服は耐水性を有し、身体を完全に覆うものとなっている点が異なっております。購入数は、東海、知多両病院でそれぞれ10セットずつを購入するものでございます。

11番議員（夏目豊）

多岐にわたる答弁ありがとうございました。よくわかりました。ここで要望させていただきます。

10月28日に開催された第2回東海市・知多市地域医療等あり方検討委員会を傍聴しました。そこで委員として出席されていた浅野医療監新病院長予定者の力強い決意を聞くことができました。その要旨は、「新病院の担う機能は、夜間、救急等マンパワーが要るが、この地で展開するので安心してください。我々は開業医か

ら頼まれた全てを引き受けて治療します。夜間でも24時間体制で新病院が引き受ける。新病院の機能を十分に生かすために市民の皆さんにも病院の使い方を考えていただき、地域完結型の医療体制をつくり上げ、西知多総合病院でできない治療はほとんどないというレベルまで引き上げていくので、開業医の皆さんも安心して連携をとりながら市民を守る病院にしたい。」という内容でした。私は一番インパクトがあった一言が「任せてください」という一言でした。浅野先生、誤りはありませんね。この熱意をエネルギーに開院に向け準備をしっかりと進めていただき、100%の準備が必要なことから開院後の運用状況を確認しながら改善を加える必要があるものもあると思います。それぞれの部署、担当者がしっかりとそれぞれの開院時の目標を定め、5月1日の予定日に確実に開院できるよう取り組まれることをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（江端菊和）

以上で、11番夏目豊議員の一般質問を終わります。

続いて、12番小坂昇議員の発言を許します。

12番議員（小坂昇）

それでは、質問いたします。

過日、テレビ報道で愛知医大病院の新病院完成に伴う引っ越し、転院の番組を見る機会がございました。一言で言って、これは大変だなというのが実感でございました。東海市民病院においては転院の経験もありますが、今回は東海、知多の転院でございます。単純に2倍の工数がかかるものだというふうにも感じるものでございます。このことに鑑みまして質問をいたします。

質問事項の1、西知多総合病院施設完成後に知多市民病院、東海市民病院から移設、または新設する設備に係るスケジュールと課題について伺います。

1、知多、東海両市民病院からそれぞれ移設する設備とそのスケジュールについて。2点目、主な資機材の移設に向けた課題はあるのか。3点目、新設する設備に係るスケジュールについて。4点目、主な資機材を新設する上での課題はあるのか。

質問事項の2、開院に向けた医師、看護師、事務職員の研修スケジュールと課題について伺います。1点目、医師、看護師、事務職員それぞれの研修項目の内容とその課題について。2点目、知多、東海合同で研修をするのか。また、その研修内容とそのスケジュール、課題について。

質問事項の3、入院患者の知多市民病院、東海市民病院から西知多総合病院への転院について伺います。1点目、入院患者の転院の時期とその方法。2院同時に行うのか、1院ごとに行うのかについてです。2点目、転院を想定して模擬転院訓練を実施するのか。3点目、模擬転院をする場合はその内容について。4点目、重篤な患者への対応とその課題について。

質問事項4、看護師の確保について伺います。1点目、現在の看護師の充足状況と今後5年間で予測される退職者数とその補充の考え方について。2点目、産休・育休者数の予測とその対応について。最後が3点目、公立西知多看護専門学校から西知多総合病院への就職をどのように啓蒙・啓発するのか。以上、伺います。

管理者（鈴木淳雄）

小坂議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1、西知多総合病院施設完成後に知多市民病院、東海市民病院から移設、また新設する設備にかかわるスケジュールと課題についてでございますが、平成27年5月1日開院に向けて設備機器の移設や新設につきましては、できるだけ患者さんに迷惑をかけないようにスケジュール作成に万全を期してまいります。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますのでよろしく願いをいたします。

病院事業部長（天木洋司）

質問事項1、西知多総合病院施設完成後に知多市民病院、東海市民病院から移設または新設する設備に係るスケジュールと課題についての1点目、知多、東海両病院から移設する設備とスケジュールでございますが、知多市民病院の320列CT、東海市民病院の64列CTを初め、両病院からの放射線機器、検査機器等の医療機器や、机等の什器を移設してまいります。移設の時期につきましては、4月下旬から5月の連休中にかけて順次行ってまいります。

続きまして2点目、主な資機材の移設に向けた課題でございますが、5月1日の開院前に医療機器を移設しますと、旧2病院ではその機器を使用した医療行為に制約が生じ、開院日以降の移設では新病院の使用に制約を生じます。いずれにいたしましても、できるだけ移設による診療制限が最小限となるよう個別の移設時期を設定していくことが課題と考えております。

続きまして3点目、新設する設備に係るスケジュールでございますが、新規購入

する医療機器につきましては、2月中旬から順次搬入作業を行い3月末までに設置を完了する予定でございます。また、新規購入する什器につきましては、3月上旬の納入を予定し3月下旬には設置完了の予定でございます。

続きまして4点目、主な資機材を新設する上での課題でございますが、新規購入する医療機器は件数で1,000件以上の膨大な数量となりますので、納入作業等の日程調整をどのように円滑に行うかが課題と考えております。機器の据えつけ調整作業、動作確認、附属品確認、検品等の作業量も膨大になりますので、スケジュール調整を確実に行ってまいります。

質問事項2、開院に向けた医師、看護師、事務職員の研修スケジュールと課題についての1点目、医師、看護師、事務職員の研修項目内容と課題でございますが、病院職員の研修の中で、医師は専門知識、技術向上のための学会や災害医療等の講習会、看護師は日本看護協会の指針に基づく看護職の専門研修、事務職員は診療報酬に関する実務研修等、職種に応じて実施しているところでございます。開院に向けた研修としては、ICU、結核病床等、新たな医療機能に対応できるよう、大学病院や先進病院への派遣研修、導入する電子カルテの操作方法取得講習等を中心に実施しております。課題といたしましては、医師や看護師などの医療職は診療や患者さんの容体急変などにより講習会等に参加できない場合もありますので、職場内の調整や講習会の回数増、研修方法改善などを図り、参加機会拡大に努めているところでございます。

続きまして2点目、知多、東海合同で研修をするのか。また、その内容、スケジュール、課題でございますが、新病院では両病院の職員が同じ職場で勤務することとなりますので、できるだけ両病院合同で研修を行うようにしております。スケジュールとしては、7月からICU、9月からは結核病床への派遣研修を実施し、1月からは電子カルテ操作研修等を実施してまいります。課題といたしましては、研修参加のため病院ごとに勤務調整が必要なことや、職場での運用方法が異なる点でございますが、職員一丸となって良質な医療を提供できるよう合同研修を推進してまいります。

質問事項3、入院患者の知多市民病院、東海市民病院から西知多総合病院への転院についての1点目、入院患者の転院時期と方法でございますが、入院患者の転院時期は5月1日の午前中、方法は、知多、東海両病院から同時に移送を行う予定で

ございます。

続きまして2点目、転院を想定しての模擬転院訓練の実施でございますが、現在、詳細な患者移送の計画策定を行っておりますが、患者の安全に万全を期するため、今後2月と4月には模擬転院訓練の実施を予定しております。

続きまして3点目、模擬転院をする場合の内容でございますが、訓練では5人から10人程度の模擬入院患者を知多、東海の両病院から送り出し、新病院で受け入れる訓練を想定しております。患者の症状に応じてストレッチャー、車椅子、徒歩での移送方法を設定し、移送に必要な数のスタッフを配置するとともに民間救急車等を使用する予定でございます。訓練では、移送手順、院内動線、所要時間、移送ルート等を検証し、課題の抽出、改善方法の確認を行うことで5月1日の転院に備えてまいります。

続きまして4点目、重篤な患者への対応と課題でございますが、移送に当たりましては両市救急隊の協力を得て救急車を使用し、生体モニター、酸素ボンベ、AED等、必要な医療機器配置や主治医、担当看護師が付き添うなど、容体変化に細心の注意を払い移送する計画でございます。移送中の容体急変時の対応が課題でございますが、事前のシミュレーションを万全に行い容体急変に対応できるよう訓練を行ってまいります。

質問事項4、看護師の確保についての1点目、現在の看護師の充足状況と今後5年間で予測される退職者数と補充の考え方でございますが、両病院とも現在必要な看護師は確保できておりますが、新病院では医療機能が拡充されることに伴い、より多くの看護師が必要となってまいります。今後5年間の退職者数でございますが、定年退職と家庭の事情等による退職で年間20人前後を見込んでおります。さらに、27年度は勤務環境の変化などの理由で30人程度の退職者数を見込んでおります。退職補充に関しましては、当組合の看護専門学校や日本福祉大を初め、看護師養成大学や専門学校への勧誘活動等を積極的に実施し、安定的な人材確保に努めてまいります。

続きまして2点目、産休者、育休者の予測と対応でございますが、10月1日現在、東海、知多両市民病院の産休者、育休者は19人で、看護師総数の7.7%でございます。新病院においても同様の状況と考えております。対応でございますが、職員配置や勤務の調整等により必要な看護体制を維持してまいります。また、新病



院では職員が働きやすい環境づくりの一貫として新たに院内保育所を設置する予定で、乳幼児がいても安心して勤務できる環境整備に努めてまいります。

続きまして3点目、公立西知多看護専門学校から西知多総合病院への就職をどのように啓発・啓蒙するのかでございますが、昨年4月より組合では看護学校の希望する生徒に対し修学資金を貸し付けております。貸付期間と同期間新病院で勤務すれば返済免除となりますので、一定の効果は期待できると考えております。今後とも看護学校とは連携を密にし、主な実習病院として実習その他の機会に生徒に直接新病院の魅力を伝え就職につなげてまいります。以上でございます。

議長（江端菊和）

小坂議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

12番議員（小坂昇）

多岐にわたる質問に的確な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

答弁を聞いておりまして、転院、引っ越しがいかにか大変なものかなというのを実感したところでございます。今後におきましては、綿密な計画、その計画に基づく実行をお願い申し上げまして質問を終わります。

議長（江端菊和）

以上で、12番小坂昇議員の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。

開会后1時間近くなりますので、ここで休憩いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（江端菊和）

それでは、10時40分まで15分間休憩をいたします。

---

（休憩 午前10時24分）

（再開 午前10時40分）

---

議長（江端菊和）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、13番島崎昭三議員の発言を許します。

### 1 3 番議員（島崎昭三）

それでは、一般質問をさせていただきます。

当西知多医療厚生組合が建設を進めております公立西知多総合病院は、2015年5月1日開院予定となっております。現在は建設工事の内外装仕上げ工事が進む傍ら、最新で高度な医療機器の購入や、半田、常滑両市民病院とのネットワークも考慮した医療情報システムの導入など、知多半島医療圏北西部に求められている第二次救急医療や、質の高い医療サービスを市民に安定的に提供していく準備、医師、看護師等の開院に向けた確保とともに「顔合わせ・心合わせ・力合わせ」といった総合力発揮に向けた万全な体制づくりが進められていると思います。また、この新病院で急性期の治療を終えた患者が引き続き地域で安心して回復期医療や慢性期医療を受けられるための環境整備については、現在、東海市・知多市地域医療等あり方検討委員会を設置し検討をしているところでございます。さらに、新病院への患者のアクセスについても利便性を目指して検討されております。開院後は、地域の中核病院として知多市、東海市の両市民を初めとする地域住民からより信頼される病院を目指して取り組みを進めていかなければなりません。一方、経営的には二年に一度の診療報酬の改定が本年4月に実施され、合わせて社会保障と税の一体改革による消費税の引き上げも実施されておりますことから、病院経営に与える影響等をお聞きをしたいと考えております。そこで質問に入ります。

1 番目に、平成26年度診療報酬改定に伴う影響について。1 点目に全体改定率0.10%の経営に対する影響について。2 点目に、医療分野に関する制度改正とその対応について。

2 番目に、新病院西知多総合病院の委託契約事項の状況について。1 点目に、全体の進捗状況について。2 点目に、給食業務委託、物流管理委託、医事業務等委託の優先交渉権者に至った経過について。

3 番目に、組織としての「顔合わせ・心合わせ・力合わせ」について。1 点目に、1 つの病院文化づくりに向けた取り組みについて。2 点目に、経営に向けた財政のシミュレーションについて。3 点目に、医師初め職員の職場環境についてお尋ねをいたします。

管理者（鈴木淳雄）

島崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1、平成26年度診療報酬改定に伴う影響についてでございますが、今回の改定で厚生労働省は、団塊の世代全てが後期高齢者となる2025年に目を向けた医療提供体制の再構築や地域包括ケアシステムの構築を図るために取り組むべき施策を示しております。新病院におきましても施策の一翼を担い、適切な急性期医療が提供できるよう努めてまいります。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長及び医療監から答えさせますので、よろしく願いをいたします。

病院事業部長（天木洋司）

質問事項1、平成26年度診療報酬改定に伴う影響についての1点目、全体改定率プラス0.1%の経営に対する影響でございますが、今回、全体改定率はプラス0.1%ですが、消費税対応分を除く実質改定率はマイナス1.26%とされております。本年度上半期の診療報酬請求分を旧診療報酬に置きかえて比較をいたしますと、両病院合わせた新旧対比はプラス0.14%で、診療材料及び薬品の仕入価格における消費税増税分を考慮しますと実質マイナス0.6%の減益となり、非常に厳しい影響となっております。

続きまして2点目、医療分野に関する制度改正とその対応でございますが、制度改正の方向性として急性期から回復期、長期療養、在宅医療まで患者が状態にふさわしい医療を受けられるよう、医療機関の機能分化、強化と連携を進め、病床の役割を明確化するとともに、急性期を脱した患者の受け皿となる地域の病床や在宅医療、在宅介護を充実させていく必要があるとしています。特に、入院医療については高度急性期、一般急性期、回復期、長期療養など病床の機能分化促進が図られ、7対1入院基本料の厳格化や地域包括ケア病棟が創設されております。制度改正への対応としては、東海市民病院では7対1入院基本料の継続、知多市民病院では、新病院をにらみ8月からは7対1入院基本料の施設基準を取得し、9月末には亜急性期病床を廃止して一般急性期病床のみといたしました。新病院では一般急性期中心の医療を提供し、地域の医療機関と連携することで患者の状態に応じた適切な医療が継続的に受けられるよう努めてまいります。

病院事業部次長（竹内慎二）

質問事項2、新病院西知多総合病院の委託契約事項の状況についての1点目、全体の進捗状況についてでございますが、給食業務委託、移転業務等委託、物流管理業務委託、医事業務等委託及び施設管理運転等委託の契約業務につきましては、価

格以外の専門的技術や業務遂行能力等を評価する必要があるため、企画提案を受ける企画競争型随意契約方式を採用いたしました。提案業者につきましては公平性を確保しつつ、よりすぐれた提案を広く受けるため参加業者を公募としました。現在、移転業務等委託につきましては優先交渉権者を契約の相手方として契約が完了しており、現在は業務開始に向けての運用構築等を実施しているところでございます。

給食業務委託、物流管理業務委託及び医事業務等委託につきましては、優先交渉権者が決定し契約に向けて仕様内容の調整等を実施しているところでございます。また、施設管理運転等委託につきましては、優先交渉権者の決定に向けて事務を進めているところであります。その他の業務につきましても、開院に支障のないよう準備を進めております。

続きまして2点目、給食業務委託、物流管理委託、医事業務等委託の優先交渉権者に至った経過についてでございますが、企画提案内容を審査するために審査基準及び審査委員会を設け、最もすぐれた提案を行った業者を優先交渉権者と決定しました。給食業務委託につきましては、新病院での給食業務運営についての考え方や、大規模災害発生時における食事提供等にすぐれている点、また、他病院での業務実績などを評価して優先交渉権者を決定しました。物流管理業務委託につきましては、主たる業務の診療材料管理に係る診療材料等の専門的知識を豊富に有している点や、迅速な対応が期待できる点などを評価して優先交渉権者を決定しました。医事業務等委託につきましては、人員配置体制、社員教育の考え方、取り組み、診療報酬請求事務の社内監査の仕組みなどがすぐれている点、また、新病院開院準備に向けた対応などを評価して優先交渉権者を決定しました。以上です。

医療監兼知多市民病院長（浅野昌彦）

続きまして、質問事項3、組織としての「顔合わせ・心合わせ・力合わせ」についての1点目、1つの病院文化づくりに向けた取り組みについてでございますが、西知多総合病院は地域医療を支える基幹病院としてこれから発展していくため、医療の質の向上、救急医療の充実、病診連携の強化、健全経営、この4つの使命を全うしていく必要があると考えております。そのためには、働きがいのある新病院を職員が一丸となって職員みずからがつくり上げ、地域医療の柱となって支えていかなければならないと考えております。この使命を全うするために、両病院で全職員に向けて新病院の運営方針を私がみずから説明会を行いメッセージを届けました。

この私たちの使命を実現するための今までの取り組みといたしましては、新病院の建設計画・運営計画等の策定においては、整備検討会議や各部門ワーキンググループを両病院職員で組織し検討協議を進めるとともに、両病院相互の医師を初めとした人事交流や技術の習得を目的とした研修を進めてまいりました。また、新病院の看護体制を一本化していくために、名古屋大学医学部附属病院の看護部から2名の方を看護部長、看護副部長として招き入れ、看護部の人事交流や交流研修、新病院の看護手順などを意識して統一を図っております。今後におきましても、両病院職員で検討会議や各種リハーサル、人事交流、交流研修を通じて来年5月1日に開院が迎えられるように取り組んでおります。

病院事業部長（天木洋司）

続きまして2点目、経営に向けた財政のシミュレーションでございますが、平成23年3月策定の新病院建設基本構想・基本計画では新病院の安定稼働時期を開院後9年目としておりましたが、他病院の事例や両病院の動向から、現時点では収支均衡が保てる時期を開院後5年目とする計画を立てております。今後も医師確保を初めとした収益確保策を推進し、早期の経営安定化に努力してまいります。

総務部長（小川隆二）

続きまして3点目、医師初め職員の職場環境整備についてでございますが、施設面におきましては医師が100人程度利用できる医局や研修医室、また、手術手技の実習を行う部屋を同じ階に配置することで医師同士の情報、意見交換が活発になることや、若手医師や研修医への教育指導が充実するものと考えております。また、病院全体では事例検討や研修などを行う部屋を各部署に配置し、職員間の情報交換や打ち合わせなどを円滑に行えるよう配慮しております。さらに、職員食堂や医局ラウンジを配置し、職員間の交流や心を休める空間づくりにも取り組んでおります。業務面におきましては、電子カルテシステムを導入し作業の効率化を図るとともに、医療職へのサポート体制として医師事務作業補助者や看護補助者の配置につきましても、職員の人員体制や費用面を考慮しながら調整しているところでございます。今後におきましても、新病院開院に向けて医師を初めとした新病院で働く職員がそれぞれの職務に専念できるよう環境を整えていくよう努めてまいります。

議長（江端菊和）

島崎議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

### 1 3 番議員（島崎昭三）

ただいま浅野医療監、新病院長から新病院開院に向けた決意をお聞きいたしました。さらには、知多市民病院だよりの第33号9月発行でありますけれども、看護調整監植村看護部長の看護の役割、ナイチンゲールが言っている原点である観察という基本的な考え方を述べられておるのを拝見いたしました。また、質問に対する的確な答弁をお聞きいたしましたので、ことし7月に視察をいたしました市立伊丹病院や北播磨総合医療センターの視察等を踏まえまして、数点にわたって要望を申し上げておきたいと思えます。

1点目は、診療報酬改定や消費税率の改定に伴う病院経営の影響でありますけれども、今後の診療報酬改定を考察したとき、医療介護サービスの提供体制改革や地域包括ケアシステムを整備し、医療費の削減につなげようとする施策も実行されようといったしております。しかし一方では、答弁にありましたけれども高齢化社会と長寿命化、さらには、2025年問題がふくそうしてますます増大し続ける医療費を圧迫する状況は明らかとなっております。また、消費税率の10%への引き上げは18カ月先に延ばされるようでございますが、今後の経営環境は楽観を許されないと考えております。そうした中であって収支均衡のとれる時期を開院後9年から5年に前倒しして計画を見直しされるとのことでございます。望ましい姿とは思いますが無理をすることによる弊害も心配をされますので、総合的な見地に立たれて健全経営をまず要望をしておきたいと思えます。

2点目は、委託業務の関係でございますが、詳細はホームページで既に企業名が発表がされております。その企業名を見てみますと、他病院等で実績のある企業との契約が順調に推移をしているという答弁でございました。とりわけ医事業務等の委託の関係で要望を申し上げますのは、委託企業で働く社員教育がどのようにされるかということだと思っております。特に、患者との受付等において直接接遇を行う方々はある意味では病院の顔でもあります。受付時からすばらしい対応であれば患者の気持ちも和むものになります。ぜひサービス精神と豊かな心で対応できるような社員教育を要望をしておきたいと思えます。

3点目は、委託業務における両市民の雇用についてでございます。幾つかの業務には、両市民の皆さんの雇用が可能な職種がたくさんございます。委託契約企業に対する要請を行っていただくことをまず要望をしておきたいと思えます。

4点目は、医師の事務作業等に係る負担軽減のために配置する医療秘書や医療クラークについては、先ほど答弁では人員体制や費用面を考慮して検討するとの答弁でございました。開院後の状況を見きわめて、医師の環境整備に向けて実施を要望をしておきたいと思えます。

最後の5点目の要望になりますが、外来患者に対する新病院のあり方についての説明でございます。今夏ごろから、市民の方から「来年開院する病院では、軽い症状や定期的な患者は診ることができないという説明を医師や看護師さんに言われた」という話を聞いております。多くの患者は、急性期の二次救急医療についてよく理解されていないところがあるようでありますので、今後より適切で親切な説明と対応を要望いたしまして一般質問を終わります。

議長（江端菊和）

以上で、13番島崎昭三議員の一般質問を終わります。

続きまして、7番辻井タカ子議員の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

国は病院の医師不足や赤字経営を理由に、地域内の医療提供体制の抜本的な見直しや複数の医療機関の機能の分担、連携強化を図る再編ネットワーク化の推進を推し進めています。この流れを受け、東海・知多市民病院の統合先にありきで十分な議論がされない中、余りにも拙速に新病院建設が進められ、この5月に西知多総合病院は開院予定となります。今回、新しくできる病院は地域完結型の中核病院を目指しています。急性期医療を担う病院として救急患者を一手に引き受け、急性期治療が終われば患者を退院させることになり、これまで急性期から回復するまでの一定程度の患者は入院加療を続けられていたことからすると患者への負担が確実に増大することになります。また、急性期病院は通常入院医療に特化していくため、紹介患者中心の外来診療を行ったり、外来患者を抑制したりすることにもなり兼ねません。現在、東海市・知多市地域医療等のあり方検討委員会が開催され、急性期治療を終えた患者の回復期医療及び慢性期医療のあり方が検討されています。しかし、新病院が急性期に特化した病院になり医療提供体制が変わることなど多くの住民は知りません。これでいいのでしょうか。そもそも自治体病院の使命は全国自治体病院協議会の倫理要綱で掲げているように、1つはその地域に不足している医療の確

保、2つ目は、地域の医療機関や行政機関等と連携して公平・公正な医療を提供、そして3つ目は、地域医療の健康の維持、増進を図り、地域の発展に貢献することです。私は、こうした自治体病院の役割を認識し、これからの地域医療と自治体病院のあり方を地域住民の皆さんと自治体病院関係者がともに考え、ともに作り上げているという視点を大切に欠かせないと考えています。そこで質問します。

最初は、開院に向けての市民や地域医療機関などへの取り組みについてです。1点目は、市民や地域医療関係機関などへ新病院についての周知をどのように考えているのか。2点目は、内覧会について多くの方を招く方法、規模、内容はどのように考えているのか。3点目、地域医療連携の具体的取り組みをどのように考えているのかお尋ねをいたします。

2番目は、市民を巻き込んだ病院づくりについてです。本組合議会で視察した市立伊丹病院は、市民ボランティア、市民公開講座等を積極的に取り組んでいます。ボランティアは病院内のボランティアから、ガーデニング、フラワーアレンジメント、手話など活発です。また、市民公開講座が開催され、平成25年度は8回、6月は整形外科専攻医と老年内科部長の「人はなぜ転ぶのか？転ばないための体力づくり」、7月は内視鏡センター長と消火器内科医長の「よくわかるお腹の中の内視鏡のお話」などと年間スケジュールが公表され実施されていきました。こうした取り組みは、地域住民と医療従事者との距離を近づけ、両者が地域の医療についてお互いの認識を共有するきっかけにもなると考えます。

そこで1点目、市民ボランティアを広く募って親しみのある病院にする取り組みの考えはどうか。2点目、市民公開講座の開催など行う考えはどうかお尋ねをいたします。

3番目は、医療従事者の確保についてです。視察した北播磨総合医療センターは、平成25年10月開院当初の診療科数を30科に減らし開院しています。しかし、本年4月現在は33診療科にふやしました。病床数は450床を342床に縮小して運営しています。神戸大学が全面支援の病院であっても医師の確保は困難なようです。西知多総合病院は、病床数約470床、27診療科を標榜、一日当たりの外来患者は800から1,000人程度、病床利用率90%、平均在院日数12日を想定しています。1,000人の外来患者を診察し、一次から二次の救急患者を全て受け入れ、病床数470床を運営することになります。何といたってもスタッフの



体制が重要な課題となっていると考えます。1点目、開院時における常勤医師必要人数、各診療科別配置人数をどのように考えているのか。また、確保の見通しはどうか。2点目、看護師などの必要人数、体制、確保はどうかお尋ねをいたします。

4番目の質問は、新病院開院後の収支計画についてです。財政計画は、収支のシミュレーションの前提条件に大きく変わることになります。医師の確保状況や診療単価等の近年の医療環境を反映した計画であるべきと考えることから、1点目、医業収支計画をどのように試算し、医業収支の推移をどのように見通しているのか。また、黒字への見通しはどうか。2点目、両市からの病院事業への負担金の額の見通しはどうかお尋ねし、第一質問を以上で終わります。お願いします。

管理者（鈴木淳雄）

辻井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1、開院に向けての市民や地域医療機関などへの取り組みについてでございますが、東海・知多両市の市民や患者の皆様には、新病院について御理解いただけるようさまざまな方法で広報に努めてまいります。また、地域医療機関との連携は非常に重要となりますので、新病院の医療機能等を丁寧に説明し、顔の見える関係づくりを進めてまいります。各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長及び医療監から答えさせますのでよろしくお願いをいたします。

病院事業部長（天木洋司）

質問事項1、開院に向けての市民や地域医療機関などへの取り組みについての1点目、市民や地域医療機関などへの新病院への周知でございますが、現在、両病院の患者さんには5月開院の周知を図っているところでございます。今後、新病院のホームページを立ち上げるなど、さまざまな方法で周知に努めてまいります。なお、地域の医療機関との連携は非常に重要と認識しておりますので、両市医師会、医師団の会合等の機会を通じて新病院の医療機能を説明してまいります。

総務部長（小川隆二）

続きまして2点目、内覧会について多くの方を招く方法、規模、内容はどのように考えているのかでございますが、内覧会につきましては、市民見学会という名称で両市の広報やホームページによる周知を行う予定をしています。平成27年3月下旬の土曜日、日曜日の二日間で開催を計画しており、両日で約1万2,000人の来場を想定しております。内容といたしましては、外来診察エリア、病室、放射

線などの検査エリア、患者さんがふだん立ち入れない手術室などを見学できるよう検討を進めてまいります。医療機器や什器の搬入計画と調整を図りつつ、来場者の安全面、スムーズな動線を踏まえた見学ルートとしてまいりたいと考えております。

続きまして3点目、地域医療連携の具体的な取り組みをどのように考えているのかについてでございますが、地域医療連携につきましては、新病院において重要な課題であり具体的な取り組みについて検討しているところでございまして、体制といたしましては、1階の総合受付近くに医療連携の部門を配置し、医事部門と協力して患者をサポートする体制を構築してまいります。このスペースには各種相談室、外部医師控室などを配置し、患者の紹介、逆紹介といった開業医との連携業務や、各種相談業務などを医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、事務職が協力して行っている予定でございます。

病院事業部長（天木洋司）

質問事項2、市民を巻き込んだ病院づくりについての1点目、市民ボランティアを広く募って親しみのある病院にする取り組みの考えでございますが、新病院ではより多くの方がボランティア活動に参加していただけるようボランティアルームを設置いたします。今後、ボランティアの具体的な活動内容や受け入れ体制については院内で検討してまいります。

続きまして2点目、市民公開講座の開催などを行う考えでございますが、現在、市民向けの講座といたしましては、糖尿病や慢性腎臓病に対する認識を深め、適正な健康管理を目的に糖尿病教室、糖尿病教育講演会、それから、人生の「人」という字を腎臓の「腎」に置きかえまして「すばらしい腎生をあなたに」と題した講演会などを定期的実施しております。新病院では、これらの講座を継続するとともに新たなテーマの市民公開講座を加え、市民が健康や疾病について学べる機会の創出を考えております。

医療監兼知多市民病院長（浅野昌彦）

質問事項3、医療従事者の確保についての1点目、開院時における常勤医師数、必要人数、各診療科別配置人数をどのように考えているのか、また、確保の見通しはどうかでございますが、平成27年5月開院の公立西知多総合病院では、27の診療科を持つ病院として予定しております。診療に必要となる医師につきましては、

関連大学病院に派遣要請を行っており、現在の状況といたしましては、内科、外科、整形外科等の主な診療科におきましては医師の確保を想定どおり見込める予定でございます。また、新病院の柱であります救急部門におきましては、救急専門医を配置した救急科を整備しております。また、夜間、休日の当直体制は医師2名プラス研修医という3名体制で断らない救急を行う方針であります。御存じのように大学医局におきましても医師不足はあります。そこに無理をお願いしながら今派遣を要請してるわけですが、一部の診療科では、やはり常勤医師の確保につきましては困難な状況が現在もあります。その場合は、開院当初は非常勤医師の対応で予定しております。今後も引き続き各大学病院へ派遣要請を行い医師確保に引き続き努めてまいります。

病院事業部長（天木洋司）

続きまして2点目、看護師などの必要人数、体制確保はどうかでございますが、新病院では新たな医療機能が加わることから、より多くの人材確保が必要となつてまいります。看護師等の必要人数につきましては、外来、入院の看護師の夜勤当直体制等を検討しつつ職員募集を行っているところでございます。確保策としては、看護師養成大学、専門学校等への訪問、実習の受け入れ、病院見学等でのPRを行っております。また、良質な職場環境の整備などにより安定的な人材確保に努めてまいります。

続きまして質問事項4、新病院開院後の収支計画についての1点目、医業収支計画をどのように試算し医業収支の推移をどのように見通しているのか。また、黒字への見通しはどうかでございますが、同規模の他病院事例及び両院の現状を踏まえ、医業収支を含め全体収支を試算いたしております。医業収支は開院7年後ころより収支がほぼ均衡する試算をしております。また、経常収支は開院5年後に黒字となる試算で、その後は安定経営が可能となる見通しでございます。

続きまして2点目、両市からの病院事業への負担金の額の見通しはどうかでございますが、開院初年度につきましては現行程度の負担金を両市に求めてまいります。その後につきましては収益の確保に努め、できるだけ両市の負担を軽減できるよう努めてまいります。以上でございます。

議長（江端菊和）

辻井議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

## 7 番議員（辻井タカ子）

再質問をお願いいたします。最初にですけれども、新病院への周知でさまざまな形で広報でお知らせしていただけたということなんですけれども、市民の方々は、広報で見ててもそれが実際に自分たちが医療にかかる場合にどのように影響が及んでくるのかということがわかりにくいという状況下にあります。それで、説明会を開くなどの実質的なそういう対応が必要ではないのかなというふうに思うわけですが、そうした考えについてどうなのかと。ぜひお願いしたいんですが、見解はどうでしょうかという点を1点。

それから3つ目ですけれども、先ほど医療監のほうから医師の確保について御説明をいただきました。それで、27科で、内科、外科など3科で医師の確保ということですが、この27科を本当に実質に回しながら外来患者に、そして、外来患者の救急を本当に入院患者として救急で手当をしていくということになりますと、やはり診療科をしっかりきちっとしていくという必要があると思うんですが、今の状況では27科の中で医師が非常勤でやらなければならないというふうな見通しに立つ科はどれくらいあるのかという点について再度お尋ねをさせていただきます。

それと4番目ですけれども、1点目の医業収支ですが、5年目に黒字になってということで非常に良好な収支をシミュレーションされているわけですが、今回のシミュレーションの中では、前回提出されてる中では9年目に5,100万円の黒字ということで提案されています。それで、この中では外来の方たちは一日平均1,200人を見込まれていますけれども、1,200人の方を医師が見ていこうとすると私はかなりの人たちが当初からやらないといけない計画だなというふうに思ってたわけですが、今回の試算では利用率は開院1年目がどれぐらい、6年目はどれぐらいということと、一日平均でどれぐらいの外来を見込んでみえるのか。それは医師との関係でどういうふうに見込まれているのかという点について、ちょっとお伺いをしたいと思います。あと、新しくできた病院に対しては市民の皆さんは非常に期待を持って、やはり新しい機械で診てもらえるということで期待を持ってみえます。そうした場合に、外来患者さんは来ていただかないと困るわけですが、そのあたりとの関係をどのように入院とされているのかという点での5年目の黒字化になっているのかという点について、再度詳細よろしく

お願いをいたします。

病院事業部長（天木洋司）

まず、再質問の1点目で市民の皆さんや患者に対しての周知の中で、説明会の考えはないかということですが、先ほど申し上げましたように内覧会、3月下旬に開いていくということの中で、また病院の機能等についても直接ごらんになりながら説明ができるものと考えております。また、実際に両病院に通ってみえる患者さんにつきましては、その中で、病院の中で個別にまた御相談に丁寧に応じていくということと考えておりますので、現時点で説明会を実施する考えはございません。

医療監兼知多市民病院長（浅野昌彦）

現在の医師の確保状況でございますけど、先ほど申しましたように新病院というのは急性期医療、そして救急医療です。両市の市民が不安なく過ごせるように診療科を整備して今医師確保に努めております。しかしながら、この27科を見ていただきますと、例えば精神科です。精神疾患の方もおみえでぜひとも常勤医を確保したいと考えておるんですが、名古屋大学の精神科からは派遣する余裕がまだないということで、大府の共和病院にも伺いまして何とか共和病院の精神科の先生から派遣していただけないでしょうかということもお頼みしました。しかし、やはり派遣は難しいということでもありますので、精神科におきましては非常勤体制になろうと思います。また、放射線科もそうです。新病院の基本構想では放射線治療設備、治療部門がありました。しかしながら、放射線科への治療医の確保が難しいということで、常勤がいなくて高額機器を導入するということを断念いたしまして将来対応しております。放射線科におきましても非常勤体制で診療を行います。しかしながら、先ほどお話ししましたように、内科にしても外科にしても救急を見る主要な科は現在の両病院の医師数プラス1名、2名増員されます。呼吸器内科の結核治療におきましては、知多半島で初めての結核モデル病床、これは県の結核医療におきましても非常に注目されておまして、愛知県の結核病院と連携しながらきちっとした医療体制を整備、準備しております。そういうことでありまして、新病院における診療能力はかなり高いものになります。しかしながら、先ほど申しましたように想定人数までは我々がどれだけお願いしても出せないと言われるものは仕方ありません。大学病院も名古屋大学だけではなくて、保健衛生大学、愛知医科大学、

名古屋市立大学があります。遠くには三重大学、岐阜大学、どうしても名古屋大学関連病院がだめなら、そちらまで県外をまたいで医師確保に努めてまいりたいと思っています。しかし、やはり大学病院が近いほうがより高度な医療をお願いする際に、やはり三重まで、岐阜までということはなかなか患者さんも大変でありますので、できる限り今まで構築した関係のもとで医師確保に努めていきたいと考えております。これからも頑張っていきますのでよろしくお願いします。

病院事業部長（天木洋司）

3点目になりますが、まず、外来等の想定につきましてでございますが、まず、当初外来1,200人というような数字も出ておりましたが、現在、試算におきましてはやはり紹介を中心とする二次救急中心の急性期病院である、そういった点からやはり入院患者を中心とした想定をいたしておりますので、おおむね800から1,000人程度に外来を落とし、そのかわり入院患者主体の体制をとることで、当然診療単価につきましても現在の両病院に比べて上増しをして収入増につなげていくということを考えております。また、数値目標的に申し上げれば27年度の年度末には入院でやはり400人を超えていくような病院になっていきたいと考えておりますので、そうした意味で収益の確保を図っていくと考えております。以上でございます。

議長（江端菊和）

辻井議員、要望がありましたら、発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

質問を終わります。

議長（江端菊和）

以上で、7番辻井タカ子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第5、議案第15号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第15号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設建設事業の組合への移管に伴い、分掌事務の整理をするため改正するものでございます。なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明を申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

議案第15号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしましては、分掌事務の概目の追加等で第2条第5号中衛生事業をし尿処理事業に改めるもので、この改正につきましては、ごみ処理事業の組合への移管に伴い、衛生事業がし尿処理事業とごみ処理事業を包括する表現で使われることもあることから、字句の整理をするものでございます。

続きまして、第5号を繰り下げ、新たな第5号として、ごみ処理施設の建設に関することを追加するものでございます。附則は施行期日で、この条例は平成26年12月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

13番議員（島崎昭三）

3点お願いします。

まず、1点目ですけれども、ごみ処理施設建設による西知多医療厚生組合の定数条例の改正は行うのかどうかについてお伺いします。

2点目、西知多医療厚生組合事務分掌規則の第2条第4号の衛生センターの名称は変更するものかどうかお伺いいたします。

3点目、同規則の第2条に、ごみ処理施設建設に関する組織設置は行うのかどうか、その点についてお伺いします。以上です。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の1点目、定数条例の改正は行うのかでございしますが、ごみ処理施設の建設事業の移管に伴う両市からの職員の派遣は、総務部に4人を予定しております。

定数条例における総務部の定数は現在 36 人で、現在の総務部の人数に 4 人加えても 36 人以内であることから、このたびの定数条例の改正は行わないものでございます。

続きまして、御質問の 2 点目、事務分掌規則における衛生センターの名称は変更するのかがございますが、事務分掌規則第 2 条には総務部に属する組織として衛生センターが規定されております。この後に上程される議案とも関係いたしますが、今議会では他の議案で衛生事業をし尿処理事業に名称の変更をお願いしております。し尿処理事業、ごみ処理事業がともに衛生事業として表現されることや、予算科目におきましては両事業ともに衛生費に分類されることから、事務上の混同を避けるため事業名を変更するものでございます。したがって、組織名の衛生センターは他の組織との混同はないこと。また、し尿処理施設としての衛生センターの名称が周知されていることから組織名の変更については考えておりません。

御質問の 3 点目、ごみ処理施設建設に関する組織設置を行うのかにつきましては、本条例では総務部の分掌事務として概目を追加しており、組織といたしましては総務部に ごみ処理施設建設課を設置し職員を 4 人配置する予定でございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第 15 号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。



---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第6、議案第16号「西知多医療厚生組合衛生事業特別会計設置に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第16号「西知多医療厚生組合衛生事業特別会計設置に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設建設事業の組合への移管に伴い、字句の整理をするため改正するものでございます。なお、議案の詳細につきましては衛生センター所長から御説明申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

議案第16号「西知多医療厚生組合衛生事業特別会計設置に関する条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしましては字句の整理で、議案第15号と同様に衛生事業についての字句整理を行い、会計名についても変更するものでございます。

題名及び第1条の改正は、衛生事業特別会計をし尿処理事業特別会計に改めるものでございます。第2条の改正は、衛生事業にし尿処理事業に、衛生事業特別会計をし尿処理事業特別会計に改めるものでございます。第3条の改正は、衛生事業をし尿処理事業に改めるものでございます。附則は施行期日で、衛生事業特別会計をし尿処理事業特別会計に改める部分は平成27年4月1日から、その他の改正は平成26年12月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

議長 (江端菊和)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第16号「西知多医療厚生組合衛生事業特別会計設置に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 (江端菊和)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長 (江端菊和)

次に、日程第7、議案第17号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長 (天木洋司)

ただいま上程されました議案第17号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款において、補償の対象とする分娩で一胎児当たりの掛金の額が引き下げられるため改正するものでございます。なお、議案の詳細につきましては医事課長から御説明申し上げます。

医事課長 (深谷篤孝)

議案第17号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしまして、別表の備考の第1号中、下線が引いてございます。掛金を3万円から1万6,000円に引き下げるものでございます。附則の第1項は施行期日で、平成27年1月1日から施行するものでございます。附則の第2項は適用区分で、改正後の西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の補償の対象とする分娩について適用し、施行の日より前

の補償の対象とする分娩につきましては、なお、従前の例によるものでございます。  
説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

そういたしましたら2点お願いいたします。

今回の見直しがされ引き下げられたのは、どのように見直しがされ引き下げられたのかという点が1点です。

2点目は、補償の対象内容はどのようになるのか、よろしくお願いをいたします。

医事課長（深谷篤孝）

最初の、どのように見直しをされた、また、引き下げられたかでございますが、見直しの内容としまして補償対象となる脳性麻痺の基準について、現行の在胎週数33週以上かつ出生体重2,000グラム以上が、今後在胎週数32週以上かつ出生体重1,400グラム以上に一般審査基準が改正され、一分娩一児当たりの掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられ、平成27年1月1日以降に出生した子に適用されるものでございます。

続きまして、御質問の2点目、補償対象となる内容はどうかでございますが、補償対象となる脳性麻痺と認定された子に対しまして、看護、介護のために一時金としまして600万円、分割金としまして年間120万円の20年間で2,400万円、総額3,000万円が補償金として支払われるものでございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

11番議員（夏目豊）

1点お願いいたします。掛金の額の引き下げに至った経緯と影響額について伺います。よろしくお願いいたします。

医事課長（深谷篤孝）

掛金の引き下げの至った経緯と影響額についてでございますが、産科医療補償制度は安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償する機能と、事

故原因の分析、再発防止機能とを合わせ持つ制度として、平成21年1月に創設されたものでございます。創設当初の運営組織準備委員会において、5年後をめどに本制度の内容について適宜必要な見直しを行うこととされていたため、平成24年2月から補償対象となる脳性麻痺の基準、補償水準や掛金の額などについて検討が行われてきました結果、掛金の額などが見直され平成27年1月より引き下げることとなったものでございます。また、影響額につきましては、掛金を患者から直接徴収しているため病院には影響はございません。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第17号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第8、議案第18号「西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計設置に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第18号「西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計設置に関する条例の制定について」につきまして御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第292条において準用する同法第209条第2項の規定に基づき、ごみ処理事業特別会計の設置に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。なお、議案の詳細につきましては総務課長から御説明を申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

議案第18号「西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計設置に関する条例の制定について」、1枚はねていただき、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、設置に関する規定で、ごみ処理事業に関する経理を明確にし、その円滑な運営を図るためごみ処理事業特別会計を設置するものでございます。

第3条は、歳入及び歳出に関する規定で、一般会計繰入金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、ごみ処理事業に要する費用その他の支出をもって歳出とするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は平成26年12月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第18号「西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計設置に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり

可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第9、議案第19号「平成26年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第19号「平成26年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,680万円を増額し、補正後の額を57億7,676万4,000円とするものでございます。なお、議案の詳細につきましては総務課長から御説明申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

議案第19号「平成26年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」の補正の内容につきましては、議案4ページ、5ページをお願いいたします。

2の歳入から説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金は、その受入額を1,680万円増額し57億4,675万8,000円とするもので、その内訳といたしましては、ごみ処理事業特別会計負担金を東海市、知多市、それぞれ840万円を新たに計上するものでございます。

3の歳出では、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の繰出金におきまして、ごみ処理事業特別会計繰出金で負担金の増額分と同額を新たに計上するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第19号「平成26年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第10、議案第20号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長（天木洋司）

ただいま上程されました議案第20号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

第2条は、資本的収入及び支出で、収入の第1款資本的収入、第1項企業債を5億4,432万円増額、第3項補助金を2,662万円減額し、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を5億1,770万円増額するものでございます。

第3条は債務負担行為で、新病院開院に向けて院内保育運營業務委託料を追加するものでございます。

第4条は企業債で、次のページ、新病院医療機器等整備事業について31億7,000万円を32億4,870万円に、新病院建設事業について101億8,418万円を106億4,980万円に増額するものでございます。

第5条は重要な資産の取得について追加するものでございます。なお、詳細につきましては管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（前田達郎）

議案第20号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）」の補足説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計

補正予定額明細書でございますが、資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債、第1節企業債を5億4,432万円増額するもので、医療機器の追加購入及び建設事業費の増額に伴うものでございます。第3項補助金、第1項国庫補助金、第1節国庫補助金を2,662万円減額するもので、結核患者収容モデル病室の整備に対する補助金の内示額が要求額より減額されたことによるものでございます。支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目建設改良費、第8節工事請負費4億3,900万円を増額するもので、建設工事の労務単価の上昇への対応、医療機器等の確定による設備等の変更対応、駐車場管制設備の設置等によるものでございます。また、第2目資産購入費、第11節備品購入費7,870万円を増額するもので、眼科用医療機器の見直し、追加購入によるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

そうしましたら、3点よろしく願いをいたします。

1つは、院内保育、1点目の1ページの債務負担行為です。その院内保育運営業務委託料についてですけれども、この事業内容と積算根拠はどのようになっているのかという点です。

それから、2つ目には今御説明いただきましたけれど13ページの建設改良費のところの新病院工事費が約4億ということで、この増加理由の御説明はありましたけれども再度詳細にということでもよろしく願いをいたします。

それと3つ目ですけれども、2ページです。重要な資産の取得について各増減の理由。また、これまで市民病院で取得している分と合わせるとふえる機器があればどのようになるのかということと、医療体制がどのようにこのことによって整備されるのかという点について、3点よろしく願いをいたします。

管理課課長（岡田光史）

御質問の1点目、院内保育運営業務委託料の事業内容、積算根拠はどのようなものかについてでございますが、事業内容は、病院に勤務する正規及び臨時職員全員を利用対象者とし、定員30人でゼロ歳児から2歳児を日中に預かる通常保育、早



朝・延長保育を基本に、夜勤時間帯に小学校3年生までを預かる夜間保育も実施し、職員が安心して職務に専念できる環境を整備してまいります。積算根拠につきましては、想定保育児童数を設定し、その保育に必要な保育士数を算定した上で人件費等の必要な経費を積算いたしました。なお、病児病後児保育については、27年度の契約で東海市、知多両市の子育て支援部門と共同実施する予定で事務を進めております。

開院準備室長（下谷裕一）

御質問の2点目、建設改良費の約4億円の増額理由は何かについてでございますが、増額理由の主なものとしましては、公共工事労務単価の上昇分について、国土交通省は平成26年1月に技能労働者への適切な賃金水準の確保についてを発しており、その通知による労務単価上昇分を西知多総合病院建設工事において変更するものと、新規導入医療機器が最終決定し想定機器からの建築設備の変更分と、新病院敷地内駐車台数等を管理できる管制設備の設備品として増額の理由でございます。

管理課長（前田達郎）

御質問の3点目、重要な資産の取得における各増減の理由、また、これまで市民病院で取得している分と合わせる台数はどのようになり、医療体制が整備されるのかについてでございますが、今回計上した重要な資産のうち追加分につきましては、当初予算計上後に検討の結果、必要と決定した機器でございます。また、数量増加分につきましては、当初予算計上後に各部署との最終ヒアリング、現場調査等により、当初移設としていた機器が故障により使用不能となったなどの理由により購入せざるを得なくなったため数量をふやしたものでございます。さらに、数量減少分につきましては、当初予算計上後に各部署との最終ヒアリング、現場調査等によりメンテナンスを施すなど、新病院でも使用可能な機器を移設機器として増加させたことにより購入数量を減らしたものでございます。医療体制の整備につきましては、医療スタッフの充実とともに医療機器の整備が必要不可欠であります。新病院が目指す急性期病院として必要な診療を行うため、その機能を有した医療機器を最小の経費で最大の効果を発揮できるよう選定するため医療機器等選定委員会を設置し、検討、決定してまいりました。こうしたことから医療機器に関しましては、医療体制が整備されるものと考えております。以上でございます。

議長（江端菊和）

よろしいですか。

7番議員（辻井タカ子）

済みません。最初に、再質問をお願いしたいんですけども、労務単価はどれぐらいのアップになって指示がされているのかという点と、それから、例えば電動ベッドですと208台から181台になっているわけですけども、そうしますと現存の、この質問の中には、このことによってトータルで電動ベッドが新病院に入るときにはどれぐらい、何台あるのかということもお聞きしたかったわけなんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

開院準備室長（下谷裕一）

再質問の1点目の人件費のアップ率の件でございますけど、全国平均では23.2%、それで愛知県では24.09%ございます。

管理課長（前田達郎）

ただいまの再質問、電動ベッドに限ってお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

7番議員（辻井タカ子）

電動ベッドではなくて、ここの質問用紙の中に市民病院で取得している分と合わせると台数はどのようになるのかということですので、今回取得としてされている分の台数はどういうふうにふえるのかという、何台になるのかということをごここで挙げさせていただいているんですが、そのことについてです。

議長（江端菊和）

当初質問した内容について答えればいいですね。

管理課長（前田達郎）

御質問の要旨といたしまして、移設される備品と今回購入される備品の中で足した形でという形で、重要な資産に、例えば、放射線のレントゲンというふうでX線といいますとポータブルのものもございますし、各診療部屋にある放射線装置とかというふうになってまいりますので、その総台数についてはまことに申しわけありませんが、それぞれ病院の今必要とされるそれぞれの設置場所と金額についてという形でかなりの台数の誤差が出てまいりますので正確な回答にはちょっとできません。申しわけございません。ただ、今当初の答弁の中でお話させていただいたと

おり急性期病院を開院するに当たりまして、それぞれの患者様のサービスに対して医療のサービス提供ができる必要台数を計上してあるものでございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

それでは、お諮りします。間もなく正午となりますので休憩といたしたいと思いますますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（江端菊和）

それでは、午後13時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時00分）

---

議長（江端菊和）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑をお願いいたします。

9番議員（渡邊眞弓）

お願いします。1ページの院内保育運営業務委託について、今後業者決定の方法、スケジュール、また、委託内容はどういうところをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

管理課課長（岡田光史）

院内保育業務委託料について、業者の決定方法、スケジュール、また、委託内容はどうかについてでございますが、業者決定の方法につきましては、公募型のプロポーザルを予定しております。スケジュールにつきましては、11月下旬にプロポーザルの公告、12月下旬にプレゼンテーション及び審査を実施、優先交渉権者を決定し、内容の詳細を協議し、27年1月中に契約を締結した後、利用者説明会、園児募集等の開園準備を進め、5月の新病院開院に合わせ開園していく予定でございます。委託内容につきましては、予定業務である通常保育、早朝・延長保育、夜間保育を実施できる体制等を優先交渉権者と協議、調整し契約してまいります。

11番議員（夏目豊）

通告は4点ですけども、1点目は先ほど確認できましたのでやめます。あと残り3件、よろしく願います。若干答弁がかぶるかもしれませんが関連がありますので質問させていただきます。

1点目、重要な資産の取得について新たに取得する機器を追加した理由と取得台数の変更理由について。また、これで全ての機器の購入が終わるのかお尋ねします。

2点目、国庫補助金の減額理由についてお伺いをします。3つ目、建設改良費の補正理由と、他の建設工事では事業費が高騰しているが今後の見通しについてお伺いをします。以上、3件よろしく願います。

管理課長（前田達郎）

御質問の1点目、重要な資産の取得について新たに取得する機器を追加した理由と取得台数の変更理由は。また、これで全ての機器の購入が終わるかについてでございますが、医療機器整備につきましては、これまでに新病院に必要な診療機能を確保すべき配備機器、数量等を医療監を初め幹部職員で構成された整備検討会議等で検討し決定してまいりました。その中では、移設可能な機器は最大限移設の上、必要な機器を購入することとしてまいりました。今回計上いたしました重要な資産のうち追加分につきましては、当初予算計上後に検討の結果必要と決定した機器でございます。また、数量増加分につきましては、当初予算計上後に各部署と最終ヒアリング、現場調査等により、当初移設としていた機器が故障により使用不能となったなどの理由により購入せざるを得なくなったため数量をふやしたものでございます。さらに、数量減少分につきましては、当初予算計上後に各部署との最終ヒアリング、現場調査などにより、メンテナンスを施すなど新病院でも使用可能な機器を移設機器として増加させたことにより購入数量を減らしたものでございます。いずれにいたしましても、これまでに新病院で必要な医療機器などについてのリストアップはほぼ終了しておりますので、重要な資産は今回でほとんど計上されております。

開院準備室長（下谷裕一）

御質問の2点目、国庫補助金の減額理由についてでございますが、保健衛生施設等、施設設備整備費国庫補助金の交付要綱に基づき、結核患者収容モデル病室の施設整備にかかる費用を算出し整備計画書を提出しましたが、国からの内示額が収入予算額より少ない2,519万7,000円となったため補正をするものです。

続きまして、御質問の3点目、建設改良費補正理由と他の建設工事では事業費が高騰しているが今後の見通しについてでございますが、建設改良費の補正理由の主なものとしまして、公共工事労務単価の上昇分について国土交通省は平成26年1月に「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を発しており、その通知による労務単価上昇分を西知多総合病院建設工事において変更するものと、新規導入医療機器が最終決定し想定機器からの建築、設備の変更分と、新病院敷地内駐車台数等管理ができる管制設備の設置費として、また、新病院開院時において眼科診療の充実を図るため、新たに眼科用手術顕微鏡等、医療機器を追加するものです。

次に、今後の見通しにつきましては、病院本体工事は今回補正、承認していただきます事業費で対応でき、他の工事は本年度発注しておりますので、人件費、資材高騰による変更はないものと見込んでおります。以上です。

議長（江端菊和）

ほかに。

13番議員（島崎昭三）

1点お願いします。

重要な資産の取得の変更で電動ベッド数が減少しましたけども、その理由についてお聞きをいたします。

管理課長（前田達郎）

御質問の重要な資産の取得の変更で電動ベッドが減少した理由についてでございますが、医療機器整備につきましては、これまでに新病院に必要な診療機能を確保すべく配備機器、数量等を医療監を初め幹部職員で構成された整備検討会議等で検討し決定してまいりました。その中では、移設可能な機器は最大限移設の上、必要な機器を購入することとしてまいりました。この電動ベッドにつきましては、看護部との最終ヒアリング、現場調査などにより、メンテナンスを施すことで新病院でも使用可能な機器を移設機器として増加させたことにより購入数量を減らしたものでございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第20号「平成26年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第3号)」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長(江端菊和)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(江端菊和)

続きまして、日程第11、議案第21号「平成26年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長(小川隆二)

ただいま上程されました議案第21号「平成26年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

初めに、本議案に誤りがありますので、お手元に配付をさせていただきました正誤表のとおり訂正をお願いするものでございます。訂正の内容につきましては、1ページ、第1条第1項中総額のを削除するものでございます。訂正につきましては以上でございます。謹んでおわび申し上げます。

続きまして議案の説明に入らせていただきます。本予算につきましては、議案第18号で御審議いただきましたとおり新たに設置するごみ処理事業特別会計を予算計上するものです。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1,680万円でございます。なお、詳細につきましては総務課長から御説明申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長(岩田光寿)

平成26年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。2の歳入から御説明申し上げます。1款1項1目

の繰入金の1,680万円につきましては、東海市、知多市からの負担金で、一般会計から繰り入れるものでございます。以上、歳入予算の合計は1,680万円でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。1款衛生費、1項1目事業総務費につきましては1,580万円でございます。主なものといたしましては、ごみ処理事業担当職員4人の4カ月分の人件費として2節給料559万1,000円、3節職員手当等582万3,000円、4節共済費187万3,000円でございます。11節需用費の56万6,000円につきましては、書籍代、情報機器関連消耗品及び事務用品等でございます。15節工事請負費は、衛生センターの電話回線を1回線ふやし電話機を増設するものでございます。18節備品購入費の133万2,000円は、事務用備品としての事務什器の購入及び情報端末、プリンターの購入費でございます。

10ページをお願いいたします。2款1項1目予備費につきましては100万円でございます。以上、歳出予算合計は1,680万円でございます。

12ページから16ページは給与費明細書でございますので、御参照いただき説明は省略させていただきます。

18ページ、19ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。債務負担行為といたしましては、新しいごみ処理施設建設に要する計画調査に係る委託料で、ごみ処理基本構想等作成業務委託料として限度額を1,911万6,000円、期間を平成26年度から27年度とし、また環境影響評価（環境配慮書）作成業務委託料では、限度額を707万4,000円、期間を同じく27年度までとして予定したものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

そうしましたら、1点お願いします。債務負担行為についてですけれども、限度額、ごみ処理基本構想と環境影響評価の業務委託がございますけれども、おのおの積算根拠はどうか。また、建設までのスケジュールをどのように考えてみえるのかお尋ねをいたします。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の債務負担行為における限度額の積算根拠はどうか。また、建設までのスケジュールをどのように考えているのかについてでございますが、まず、積算根拠につきましては、それぞれの委託業務において計画立案、調査及び資料作成に係るコンサルティング業務について複数の見積書を参考に必要な人工を算定し、国の設計業務委託等、技術者単価を用いて積算いたしております。

次に、建設までのスケジュールでございますが、現在想定しております大まかなスケジュールといたしましては、平成26年度及び27年度にかけてごみ処理基本構想の策定と並行して建設候補地の選定作業を進めます。平成27年度から平成31年度にかけては、新施設に関します環境影響評価の手續及び施設の設計業務を進め、32年度からの建設工事着手を予定しております。

議長（江端菊和）

よろしいですか。ほかに。

9番議員（渡邊眞弓）

お願いします。質問等、ちょっとかぶるかもわかりませんがよろしく願いいたします。2点お願いいたします。

まず1点目、今年度の事業の主な内容とスケジュールについて。2点目、第2表のところの債務負担行為のところ、環境影響評価（環境配慮書）作成業務委託料の内容とスケジュールについてお伺いいたしたいと思います。お願いいたします。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の1点目、今年度の事業の主な内容とスケジュールについてでございますが、ごみ処理事業は12月から組合で統合事務として開始いたします。今年度は、ごみ処理基本構想等作成業務委託及び環境影響評価（環境配慮書）作成業務委託に関しまして契約手續を進め、ごみ処理基本構想の策定や環境配慮書の作成に向けた準備を進めるとともに、施設の建設候補地選定に向けて複数の建設候補地を抽出していくための条件設定や、複数の候補地から絞り込んでいくための選定基準を整理するなどの準備作業を進めてまいります。

2点目、環境影響評価（環境配慮書）作成業務委託料の内容とスケジュールについてでございますが、この委託業務は環境影響評価の最初の手續となるもので、事業の位置、規模等の検討段階におきまして、環境保全のために特に配慮すべき事項



を整理するものです。この検討結果につきましては10月を目標に取りまとめ、市民の意見をお聞きした上で県からも意見聴取を行い、その意見を今後の事業計画に反映していくことになるものでございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

11番議員（夏目豊）

1点お願いします。

ごみ処理基本構想等作成委託料の内容についてお伺いします。よろしくお願ひします。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

御質問のごみ処理基本構想等作成委託料の内容についてでございますが、両市にとって望ましいごみ処理施設のビジョンを描き、ごみ処理の現状把握や処理状況の課題整理を行ってまいります。また、ごみの発生量の推計や新しい施設の処理規模と処理方式などの検討を行うもので、そのための調査や検討に係る費用を見込んでおります。また、外部委員による検討会の運営支援業務も行ってまいります予定でございます。また、新しいごみ処理施設の検討に当たっては、当該地域におけるごみ減量等の目標値を設定するなど、廃棄物処理リサイクルの方向性を示す循環型社会形成推進地域計画の作成も合わせて行う必要があります、この委託業務の中で並行して取り組んでまいります。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第21号「平成26年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第12、認定第1号「平成25年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第14、認定第3号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」までの3案を一括議題といたします。

議事日程の順序に従い、提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました認定第1号「平成25年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号「平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

初めに、認定第1号「平成25年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。歳入の合計は25億6,980万872円、歳出の合計は25億3,632万3,839円で、歳入歳出差引残高は3,347万7,033円でございます。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

平成25年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明いたします。歳入から御説明いたします。

6ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金の1項1目1節の負担金につきましては、予算現額25億3,058万6,000円に対しまして、収入済額は予算と同額でございます。内訳といたしましては、組合規約第11条に規定された負担割合に基づき算出した額といたしまして、各負担金合計で東海市から13億3,363万9,000円を、知多市から11億9,694万7,000円を負担していただいたものでございます。2款繰越金の1項1目1節の繰越金につきまし

では、当初予算額2,100万円に対し、収入済額は3,916万9,246円でございます。この繰越金の増収は、平成24年度決算において新病院建設工事の変更による増額を見込んでおりましたが、当初契約金金額内で実施することができたため1,359万円の工事請負費の残額が決算で発生したことなどにより繰越金が多くなったものでございます。3款諸収入につきましては、予算現額6,000円に対し、1項1目の組合預金利子として4万950円及び2項1目雑入で4,676円の収入があり、諸収入の収入済額は4万5,626円でございます。以上、歳入の合計は、予算現額25億5,159万2,000円に対しまして、収入済額は25億6,980万872円で、差し引き1,820万8,872円の収入増となったものでございます。

8ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。1款議会費の1項1目議会費につきましては、支出済額133万7,936円、執行率60.7%でございます。1節報酬の54万8円につきましては、組合議員14人分の報酬でございます。9節旅費の63万1,260円につきましては、組合議会行政視察におけます費用弁償でございます。14節使用料及び賃借料の7万9,800円につきましては、議会行政視察の際、移動用のバス借上料でございます。2款総務費の1項1目一般管理費につきましては、支出済額24億1,845万8,833円、執行率99.9%でございます。1節報酬の18万8,999円につきましては、監査委員2人分の報酬でございます。2節給料2,610万2,868円、3節職員手当等1,649万3,350円は、総務部、総務担当職員6人分の給与支給分でございます。職員手当の不用額は4月1日付の人事異動及び時間外勤務手当の低減によるものです。

10ページをお願いいたします。4節共済費839万9,659円につきましては、市町村職員共済組合負担金等の法定福利費でございます。11節需用費の176万1,720円につきましては、消耗品として事務用品、施設管理用品の購入等、燃料費では、公用車のガソリン代等、修繕料では公用車点検時修理代、施設修理などの費用でございます。12節役務費の163万9,551円につきましては、電話、ファクシミリ料金、施設間事務ネットワーク回線料などの通信運搬費、公用車の法定点検手数料などの手数料、自賠責保険の自動車保険料などがございます。ここでは11節から流用し、看護専門学校とのネットワーク敷設のため回線設定手数

料に充てました。13節委託料の2,494万7,506円につきましては、事務事業委託料として公平委員会事務委託料を初め7件、施設維持管理委託料として管理棟清掃委託料を初め4件、機器保守委託料として1件の委託料でございます。14節使用料及び賃借料の227万962円につきましては、テレビ受信料のほか事務機器等借上げ、システム管理などの費用でございます。15節工事請負費の472万5,000円につきましては、空調機の更新工事の費用でございます。

12ページをお願いいたします。18節備品購入費の418万1,625円につきましては、事務用備品として財務会計システム等を購入いたしました。また、11節需用費から流用し、看護専門学校とネットワークを結ぶため情報端末を2台購入しております。28節繰出金の23億2,745万2,000円につきましては、衛生事業特別会計及び病院事業会計分の負担金をそれぞれの会計に振りかえたものでございます。

経営企画課長（内山貴裕）

2項1目経営企画総務費につきましては、予算現額1億2,749万1,000円に対しまして、支出済額1億1,652万7,070円、執行率91.4%でございます。2節給料3,560万1,600円、3節職員手当等2,888万9,919円、4節共済費、1,129万9,928円は、経営企画課、新病院建設課職員9人分の人件費と臨時職員1人分の法定福利費でございます。なお、2節給料の不用額につきましては、人事異動に伴い当初見込みと比較し給与月額が低い職員が派遣されたことによるものでございます。3節の職員手当の不用額は人事異動によるもの、また、県派遣職員の管理職手当等の一部手当の支払いが派遣元の県との調整により県からの支払いとなり、未執行が生じたことによるものでございます。また、4節の共済費の不用額は、人事異動により共済組合負担金算定の基礎となります給料総額が減少したこと及び負担金自体の負担率が当初見込みより低下したことによるものでございます。7節賃金の93万6,600円につきましては、臨時職員1人分の賃金でございます。8節報償費の23万2,500円につきましては、地域医療連携会議の委員に対して支払った報償費でございます。9節旅費の20万8,382円につきましては、職員の出張旅費と地域医療連携会議委員の費用弁償でございます。11節需用費の146万6,354円につきましては、消耗品費は事務用品等、印刷製本費は広報掲載2回分、食糧費は会議用のお茶の食糧費を支出

いたしました。不用額の主な理由は、両市の広報に掲載しております新病院建設だよりを当初年5回掲載予定をしており、建設工事の進捗状況等を紹介していく予定をしておりましたが、工事請負業者が独自ホームページを開設し、建設現場の最新状況を随時公表し情報提供していただいていたことなどにより、結果的に2回の掲載となったこと等によるものでございます。

14ページをお願いいたします。13節委託料の3,003万6,300円につきましては、新病院における医療情報システム計画や運営計画等の策定支援及び地域医療連携会議の会議運営支援、地域医療連携会議の会議録の反訳をそれぞれ委託したものでございます。14節使用料及び賃借料の7万4,290円につきましては、視察及び出張の際の有料道路通行料を支出いたしました。19節負担金、補助及び交付金につきましては、県からの派遣職員に対する給与費などの人件費負担金で、人件費総額の3分の2を負担するものです。3節の職員手当等から93万2,197円を流用受けし、778万1,197円を支出したものでございます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

続いて、3款公債費の1項1目の利子の23節償還金、利子及び割引料につきましては、資金の一時借入れを行わなかったことから支出はございませんでした。4款予備費につきましても支出はございませんでした。以上、歳出合計といたしましては、予算現額25億5,159万2,000円に対しまして、支出済額は25億3,632万3,839円、執行率99.4%で、1,526万8,161円の不用額となったものでございます。

16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額は25億6,980万872円、2、歳出総額は25億3,632万3,839円、3、歳入歳出差引額は3,347万7,033円でございます。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。よって、5、実質収支額は3,347万7,033円となったものでございます。

18ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1、公有財産の（1）土地及び建物における決算年度末現在高につきましては、土地は7万2,918.56平方メートルで変動はございません。建物につきましても、3,724.04平方メートルで変動はございません。（7）出資による権利における決算年度末現在高につきましては10億円で変動はございません。2、物

品におきましても変動はございません。3、債権、4、基金はございません。なお、決算書に添付いたしました平成25年度主要施策報告書につきましては、参考としてごらんいただき説明を省略させていただきます。以上でございます。

総務部長（小川隆二）

認定第2号「平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について」、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。歳入の合計は1億7,571万4,678円、歳出の合計は1億5,431万7,892円で、歳入歳出差し引き残額は2,139万6,789円でございます。詳細につきましては衛生センター所長より御説明申し上げます。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳入から御説明いたします。6ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料の1項1目1節の事業総務使用料につきましては、収入済額9,000円でございます。これは、電柱、電話柱の敷地内占用に係る土地の使用料でございます。2款繰入金の1項1目1節の繰入金につきましては、予算現額、収入済額とも1億4,507万2,000円でございます。これは、衛生事業に係る負担金で一般会計から振りかえたものでございます。3款繰越金の1項1目1節の繰越金につきましては、予算現額2,400万円に対しまして、収入済額3,057万3,862円でございます。この増収につきましては、平成24年度決算において消耗品費における処理薬剤購入費及び工事請負費の突発修繕用工事費の執行が抑えられたことにより不用額がふえたことによるものでございます。4款諸収入の1項1目1節の雑入につきましては収入済額5万9,816円で、これは再任用職員の雇用保険被保険者負担金などがございます。以上、歳入合計は予算現額1億6,914万9,000円に対しまして、収入済額1億7,571万4,678円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款衛生費の1項1目事業総務費につきましては、支出済額3,997万9,078円、執行率98.0%でございます。2節給料1,912万5,840円、3

節職員手当等1, 220万5, 757円、4節共済費588万3, 602円は、衛生センター職員6人分の人件費と臨時職員1人分の法定福利費でございます。7節賃金の189万8, 013円につきましては、退職補充に伴う臨時職員の賃金でございます。11節需用費の30万7, 053円につきましては、消耗品費では事務用品、燃料費では公用車のガソリン代、修繕料では公用車及びフォークリフトの点検時修理に要した費用でございます。18節備品購入費の8万9, 355円につきましては、施設備品として洗濯機、乾燥機を買いかえたものでございます。

10ページをお願いいたします。1項2目し尿処理費につきましては、支出済額1億1, 433万8, 814円、執行率90.5%でございます。11節需用費4, 535万4, 439円につきましては、消耗品費として処理用薬剤、分析用試薬、ポンプなどの消耗器材及び施設設備運転用の燃料費、光熱費などがございます。不用額の主なものは、処理用薬剤の購入量の減少によるものでございます。12節役務費の117万5, 608円につきましては、焼却灰処理手数料や計測機器等の点検手数料でございます。不用額につきましては、焼却灰処理手数料によるもので搬出量の減少に伴うものでございます。13節委託料の1, 528万3, 086円につきましては、水質検査委託料を初め11件の排出物の法定検査、施設保守及びし尿受入槽などの各貯留槽の清掃委託料でございます。14節使用料及び賃借料の不用額は、焼却灰運搬用トラック借上料で搬出量の減少に伴うものでございます。15節工事費5, 160万5, 295円につきましては、定期修繕工事3件、計画修繕工事9件及びその他修繕工事2件の工事費でございます。不用額は、工事入札による請負残額でございます。2款公債費の1項1目の利子の23節償還金、利子及び割引料につきましては、資金の一時借入れを行わなかったことから支出はございませんでした。

12ページをお願いいたします。3款予備費につきましても、支出はございませんでした。以上、歳出合計といたしましては、予算現額1億6, 914万9, 000円に対しまして、支出済額は1億5, 431万7, 892円、執行率91.2%で1, 483万1, 108円の不用額となったものでございます。

14ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額は1億7, 571万4, 678円、2、歳出総額は1億5, 431万7, 892円、3、歳入歳出差引額は2, 139万6, 786円でございます。4、翌年度

へ繰り越すべき財源はございません。よって、5、実質収支額は2, 139万6, 786円となったものでございます。以上でございます。

病院事業部長（天木洋司）

平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第3号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」、御説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。この報告書は消費税込みで表示しており、備考欄に消費税額を表示いたしております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款病院事業収益は決算額94億6, 737万5, 865円で、予算額に比べ9億7, 724万4, 135円の減となりました。

次に、支出の第1款病院事業費用は決算額94億7, 414万3, 031円で、不用額は9億5, 537万6, 969円で執行率は90.8%でございます。

6ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は決算額10億9, 895万6, 235円で、予算額に比べ3, 440万3, 765円の減となりました。

次に、支出の第1款資本的支出は決算額10億9, 895万1, 035円で、不用額は3, 440万3, 765円、執行率は97.0%でございます。なお、詳細につきましては管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（前田達郎）

平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算の補足説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。財務諸表でございます。

11ページをお願いいたします。この損益計算書から15ページの貸借対照表までは、財務諸表として消費税抜きで記載しております。

それでは、11ページの損益計算書でございますが、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間における病院の経営状況を明らかにするものでございます。1の医業収益につきましては、(1)入院収益から(3)その他医業収益までの合計で78億6, 616万5, 801円、2の医業費用は、(1)給与費か



ら（６）研究研修費までの合計で９２億７，５４８万１，５５６円、１の医業収益から２の医療費用を差し引いた医業損失は１４億９３１万５，７５５円でございます。３の医業外収益につきましては、（１）受取利息配当金から（５）その他医業外収益までの合計１５億６，２２２万１，７５５円、４の医業外費用は、（１）支払利息及び企業債取扱諸費と、（２）雑損失の合計で１億６，６２８万８，５５５円でございます。３の医業外収益から４の医業外費用を差し引きますと１３億９，５９３万３，２００円のプラスとなり、先ほどの医業損失と合算した経常損失は１，３３８万２，５５５円でございます。５、特別利益につきましては、（１）過年度損益修正益と（２）その他特別利益の合計６０９万７，３５９円、６、特別損失は（１）過年度損益修正損と（２）その他特別損失の合計１，０５２万７，３８７円でございます。特別利益から特別損失を差し引きますと４４３万２８円のマイナスとなり、先ほどの経常損失と合算いたしました当年度純損失は１，７８１万２，５８３円でございます。前年度繰越利益剰余金は２億７，３３１万４，７５７円でございますので、当年度未処分利益剰余金は２億５，５５０万２，１７４円でございます。

１２ページ、剰余金計算書をお願いいたします。

それでは、最初の表の資本金の欄をお願いいたします。資本金のうち自己資本金は、他会計繰入金の受け入れが１億９，７０１万１，２３５円、一番下の行、当年度末残高は１１億９，７０１万１，２３５円でございます。借入資本金は上から６行目、当年度変動額が企業債の発行、償還による７億６，８９２万４，７３５円の増額で、当年度末残高は１３億９，４１８万６，４６９円でございます。

続きまして、剰余金の欄をお願いいたします。剰余金のうち資本剰余金は国庫補助金、県補助金、受贈財産評価額、その他資本剰余金までで、資本剰余金合計の欄、上から６行目、当年度変動額は２，２９０万５，０００円の増額で、一番下、当年度末残高は１５億１，７７４万７，２３４円でございます。

続きまして、利益剰余金でございますが、減債積立金と未処分利益剰余金の合計で、当年度の変動額は当年度純利益に相当する未処分利益剰余金の減額１，７８１万２，５８３円で、一番下、当年度末残高は２億７，７７０万２，１７４円でございます。よって、資本金及び剰余金を合わせました一番右側、資本合計の欄の一番下、当年度末残高は４３億８，６６４万７，１１２円でございます。

次に、下の表、剰余金処分計算書（案）でございますが、一番右の欄、未処分利益剰余金2億5,550万2,174円を繰越利益剰余金として処理しようとするものでございます。

14ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。平成26年3月31日現在の病院事業における財産の状況を明らかにするものでございます。資産の部でございますが、1、固定資産は（1）有形固定資産のイ、器械備品、ロ、車両及び建設仮勘定の合計と（2）投資、イ、長期貸付金の合計を合わせて28億1,901万5,794円、2、流動資産は、（1）現金預金から（4）その他流動資産までの合計、20億9,153万7,303円、3、繰延勘定は4,541万4,644円で、資産合計は49億5,596万7,741円でございます。

右側、15ページをお願いいたします。負債の部でございますが、4、流動負債は（1）未払金及び（2）その他流動負債の合計5億6,932万629円でございます。

次に、資本の部でございますが、5、資本金は（1）自己資本金及び（2）借入資本金の合計25億9,119万7,704円、6、剰余金の（1）資本剰余金は、イ、国庫補助金から、ニ、その他資本剰余金までの合計15億1,774万7,234円、（2）利益剰余金は、イ、減債積立金及びロ、当年度未処分利益剰余金の合計2億7,770万2,174円で、剰余金合計は17億9,544万9,408円でございます。以上、5の資本金合計と6の剰余金を合計した資本合計は43億8,664万7,112円で、負債資本合計は49億5,596万7,741円となり、14ページ一番下の資産合計と一致するものでございます。

17ページをお願いいたします。事業報告書でございます。

18ページをお願いいたします。こちらにつきましては、1、概況の（1）総括事項でございますが、平成25年度の病院事業は平成27年度開院に向けて開院準備室を新たに設置し、事務局を病院事業部として一本化いたしました。また、6月には新病院建設工事に着工し、各分野の協議、検討を重ねてまいりました。ア、東海市民病院では、入院患者数は一日平均116.1人、外来患者数は一日平均577.2人、イ、知多市民病院では、入院患者数は一日平均188.1人、外来患者数は一日平均578.7人でした。

24ページをお願いいたします。4、会計の（1）企業債及び一時借入金の概況

でございますが、ア、企業債で本年度の借入れは8億7,850万円、償還額は1億957万5,265円で、本年度末残高は13億9,418万6,469円でございます。

次のページ、5、他会計負担金等の使途の特定でございますが、一般会計からの繰入金は、アの収益的収入では一般会計負担金9億2,393万円、一般会計補助金10億5,705万5,085円、イの資本的収入では、一般会計出資金1億9,701万1,235円、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金290万5,000円及び地域医療再生交付金2,000万円で、記載はございませんが、収益的収入及び資本的収入を合わせた一般会計からの繰入金、出資金の合計は21億8,238万円でございます。

27ページをお願いいたします。その他の書類でございます。

28ページをお願いいたします。28ページから32ページまでは収益費用明細書、34ページは固定資産明細書、36ページは企業債明細書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、認定いただきますようお願いいたします。

議長（江端菊和）

次に、代表監査委員から決算審査の結果について御報告をお願いいたします。

代表監査委員（東輝男）

平成25年度西知多医療厚生組合一般会計衛生事業特別会計及び病院事業会計決算の審査結果につきまして、監査委員を代表し御報告申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、組合管理者から審査に付されました決算につきまして、大村聡委員とともに審査を実施いたしました。一般会計及び特別会計の審査の方法は、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否を確認するため、関係諸帳簿を審査するとともに、予算の執行については、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に沿って、適正に実施されたかどうかについて審査を実施いたしました。また、病院事業会計の審査の方法は、経営内容を把握するため、その計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を実施いたしました。その結果につきましては、お手元に配付されております平成25年度西知多

医療厚生組合決算審査意見書のとおりでございます。以上、簡単ではございますが、決算審査結果の報告といたします。

議長（江端菊和）

ありがとうございました。

ここでお諮りいたします。再開後1時間近くになりますので、この際、暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（江端菊和）

異議なしと認めます。それでは2時10分まで、約10分間休憩をいたします。

---

（休憩 午後1時58分）

（再開 午後2時07分）

---

議長（江端菊和）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。

初めに、認定第1号「平成25年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

11番議員（夏目豊）

それでは、2点お願いいたします。11ページ、2款1項1目13節の委託料で人事制度等構築支援業務委託料の実績と効果についてお伺いします。2点目は、15ページ、2款2項1目13節の委託料、新病院開院支援等委託料の実績と効果についてお伺いします。以上、2点よろしくお伺いします。

総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の1点目、一般管理費の委託料、人事制度等構築支援業務委託料の実績と効果についてでございますが、この人事制度等構築支援業務委託につきましては、両病院の異なる人事、給与制度の調整を図りつつ、経営上の視点や人材確保の観点から新病院における制度構築を行っていくものでございます。24年度からの3年にわたって現状分析から制度構築までを委託し、これまで制度の基本計画、基本方針を策定しております。25年度は、最終年度となる26年度の人事給与制度の

詳細設計及び27年度からの運用基準を取りまとめるため、両病院へのヒアリングや他病院の事例を検討する中で各制度の素案を作成いたしております。効果といたしましては、コンサルタントの実績、経験から、組織構成、職種等を考慮した制度設計のポイントや運用、実務を通じたアドバイスが得られ、制度上の課題が明確になり新制度の構築につながるものと考えております。

経営企画課長（内山貴裕）

御質問の2点目、2款2項1目経営企画総務費の13節委託料、新病院開院支援等業務委託料の実績と効果についてでございますが、委託内容としましては2つございまして、1つ目の実施運営計画等策定支援におきましては、病院内の各部門における運営計画の策定、医療情報システム仕様内容の調整、医療機器等の整備計画、院内の物品搬送計画、業務委託計画などの策定に関して支援を受けたものでございます。本委託の効果といたしましては、コンサルタントが持つノウハウである全国と同規模病院の運営事例や統計的指標をもとに、500床規模となる新病院に適した運営方法などの助言を受け各種計画づくりが進んでいることが一番の効果ではございますが、他病院での実例を参考に両病院の状況を踏まえた提案により組織しました両病院の職員延べ約100人が参加します全17部門のワーキング開催の中で、新病院の開院に向けてより一体感が醸成されてきているなどの効果もあらわれております。

2つ目の委託としましては、地域医療連携会議運営支援委託で、委託内容は地域医療連携会議での議題を検討するに当たりコンサルタントが持つノウハウにより、本地域の医療機能についての調査・分析や他地域との比較・検討などの支援を受けたものです。効果といたしましては、地域医療連携会議において地域の中核病院である新病院と地域医療機関との役割について、また、今後の高齢化に伴う本地域の急性期以降の医療提供状況について適切な意見交換が行われることとでございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって認定第1号の質疑を終結いたします。

続いて、認定第2号「平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

#### 1 1 番議員（夏目豊）

それでは、3点お願いいたします。1点目、9ページの1款1項1目3節職員手当等の不用額の主な理由は何かお伺いします。2点目、11ページ、1款1項2目11節需用費、不用額の主な理由と今後の見通しについてお伺いをします。3点目、11ページ、1款1項2目15節工事請負費、不用額の主な理由は何かお伺いをします。以上、3点よろしく申し上げます。

#### 総務課長兼衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の1点目、3節職員手当等の不用額の主な理由についてでございますが、職員手当等の不用額は、主に時間外勤務手当及び休日勤務手当でございます。時間外勤務手当につきましては、場内巡視点検、修繕立ち会い、事務処理等として当初予算において308時間分を計上いたしましたが、97時間分の減となりました。時間数の減となった主な理由といたしましては、週休日の工事立ち会いが減少したこと、また、施設の異常対応での立ち会いがなかったことによるものでございます。休日勤務手当につきましても、年末の受け入れ、修繕立ち会い等で当初予算において67時間分を計上いたしましたが、実際には19時間分となりました。その主な理由といたしましては、年末の搬入量の減に伴い、特別の受け入れを行わなかったことなどによるものでございます。

2点目、11節需用費の不用額の主な理由と今後の見通しですが、需用費のうち不用額の主なものは消耗品費のうち衛生センターで使用しております処理用薬品類の単価及び購入量が減になったことによるものでございます。薬品の単価につきましては、予算積算時に2者から見積徴収を行い最も安価な金額を予算計上いたしました。また、購入量につきましては前年度の購入量を参考に、し尿及び浄化槽汚泥の投入量の減少等を推測し見込んだものでございます。実際の購入単価では、入札の結果、多量に消費する凝集剤で3.5%、中和剤で8.5%安価に調達でき、また、薬品の購入量についても凝集剤で24年度との比較で14%、中和剤で11%の減となったため執行残が多くなったものでございます。また、今後の見通しについてでございますが、薬品の単価につきましては、24年度に中和剤が約10%値上がりいたしました。他の薬剤では価格安定しております。また、使用量につきま

しては投入量が年々減少傾向にあります。し尿にかわり浄化槽汚泥の搬入割合が増加し、し尿等の性状のばらつきが生じる中で微生物処理のほか、凝集剤による化学剤処理の役割が大きくなりまして、薬品の使用量は投入量の減少率には必ずしも整合いたしません。全体的には年々減少していくものと見込んでおります。

3点目、15節工事請負費の不用額の主な理由でございますが、工事請負費の各工事の設計に当たりましては、市場価格や過去の実績に基づく労務量を参考に積算するとともに、予算作成時、以前修繕工事を受注した業者を含め2者以上から見積徴収を行い、最も安価な金額で予算計上しております。修繕工事は全体で14件で、予定しておりました工事は全て実施いたしました。業者選定におきましては、130万円未満の工事、あるいは工事の特殊性のあるものを除き9件を指名競争入札としております。主な工事の請負率では、契約金額1,953万円の乾燥焼却設備修繕工事において請負率87.2%で288万円の不用額が生じました。また、I Z循環ポンプ修繕工事では請負率89.8%で52万円の不用額、一軸ネジ定量ポンプ修繕工事では、請負率82.3%で73万円の不用額が生じております。この修繕工事全体では、請負率の平均が87.1%となり不用額が生じたものでございます。以上です。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって認定第2号の質疑を終結いたします。

続いて、認定第3号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」の質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

それでは、質問ですけれども4点お願いいたします。4ページのところですけれども、医業収益の減収についてですけれども、主たる要因と対策はどうであったのかという点。それから、2点目には30ページですけれども給与費についてです。常勤医師及び非常勤医師の人数の変動はどのようであって決算額になっているのかという点についてです。変動はどうであったのかということについてお伺いをいたします。3点目は32ページで、広告料の事業内容ですけれども効果についてお尋

ねをいたします。最後４点目、３２ページ、同じところなんですけれども、医師紹介手数料がございまして、その事業内容と効果についてお尋ねをいたします。お願いします。

医事課課長（岩堀良治）

御質問の１点目、医業収益の減収について主たる要因と対策はどうであったかについてでございますが、医業収益において減収の大部分を占めておりますのは、東海、知多いずれも入院収益で大変大幅な減収でございます。入院収益が減収となった主たる原因でございますが、東海市民病院では患者数を見込むに当たりまして予定していた常勤医師の確保や増員が実現に至らず、さらに、産婦人科常勤医師の中途退職に伴う産科休診などがあつた影響によるものと考えております。対策といたしまして、２５年度よりより高い診療報酬を得られる７対１入院基本料などの施設基準を取得をいたしました。加えて病診連携の一層の推進や人間ドック等の健診結果により、治療を要する方への病院受診の勧奨を行っております。知多市民病院では、入院基本料やリハビリテーション料などについて上位の施設基準の取得、前年度に整形外科入院を知多市民病院に集約したことによる影響、常勤医師の増員による影響などを見込んで予算の積算をいたしました。上位の施設基準取得には至らず、整形外科入院の集約などによる患者数の伸びも予定に届かない結果となったことによるものでございます。対策といたしましては、引き続き上位の施設基準や新たな施設基準の取得条件を満たすよう努力するとともに、病診連携の一層の推進による紹介患者の増を図っております。以上でございます。

管理課長（前田達郎）

御質問の２点目、給与費について常勤医師及び非常勤医師の人数の変動についてでございますが、平成２５年度と平成２４年度を比較いたしますと、常勤医師は２名の増員となっております。非常勤医師におきましては、平成２５年度は９１人、２４年度は１０４人で１３人の減となっておりました。これは東海市民病院において産科が１２月で休診となったことにより、当直及び待機が不要になったこと、１１月から精神科の医師が不在になったこと、救急代務当直を常勤医師で対応できたことによつて減つたものでございます。

管理課課長（岡田光史）

続きまして３点目、広告料の事業内容と効果についてでございますが、事業内容



につきましては、医師及び看護師の求人のため、医師を初め看護師や看護学生への求人情報発信を行うもので、医師については、東海市民病院において民間会社の有料インターネット広告を行っているものでございます。また、看護師については看護師不足に対応するため、平成22年度より東海市民病院、知多市民病院合同で新聞紙面、インターネット、冊子などを利用した広告を含めた看護師就職ガイダンスへの参加を行っているものでございます。効果につきましては、広告による医師の確保実績はありませんが、平成25年度のガイダンスのブースを訪れた看護師3名の採用実績がございます。

続きまして4点目、医師紹介手数料の事業内容と効果についてでございますが、事業内容につきましては、医師確保について基本的には大学医局への派遣依頼により行っておりますが、東海市民病院において一部診療科等におけるインターネットでの募集、紹介会社へのあっせん依頼も行っており、紹介会社のあっせんによる採用に対して一定割合で紹介手数料を支払っております。効果につきましては、常勤医師の採用はございませんが、健康管理センターの健診業務において定期及びスポットの非常勤医師の紹介採用により円滑な運営が確保されております。以上でございます。

#### 7番議員（辻井タカ子）

再度お尋ねしたいんですけれども、1番目の医業収益のところでは御努力されていたということなんですけれども、上位の施設基準を満たすための条件として今回至らなかった基準は何であったのかという点について教えていただきたいと思っております。

#### 医事課課長（岩堀良治）

25年度におきましては、1つは予算策定時の目標といたしまして7対1の入院基本料と、それともう1つ、脳血管リハビリテーションという、1とか2とかという区分があるんですけれども、まず、7対1の入院基本料を取るに当たりましては看護師の数、それと、夜勤の時間数が一人当たり72時間を越えてはいけないという基準があるんですけれども、それがぎりぎりのところで推移をしておったところがありまして7対1の入院基本料の取得申請にはちょっと及ばなかったと。もう1つは、脳血管リハビリテーション1の基準を取るに当たりましては、施設基準の中に理学療法士、これが5人以上、作業療法士が3人以上、トータルで10人

以上という規定があるのですけれども、まず、24年度におきまして作業療法士3人のうち一人が長期療養ということで1つ下の基準に落ちてしまいました。25年度中に復活しようというそういう予定でございましたところが、復活には及ばなかったということで1の基準が満たせないということで新たな上位の施設基準が取れなかったということでございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

11番議員（夏目豊）

それでは2点お願いいたします。1点目、18ページの概況の中で、両病院で入院延べ患者数、外来延べ患者数がともに当初予定量を下回っていますが、その理由についてお伺いをいたします。2点目、31ページ、委託料の自動車運行管理業務委託料について、シャトルバス運行事業の実績と評価についてお伺いします。以上、2点よろしくお願いたします。

医事課課長（岩堀良治）

御質問の1点目、両病院で入院延べ患者数、外来延べ患者数がともに当初予定量が下回ったがその理由についてでございますが、東海市民病院では、入外患者延べ数を見込むに当たり呼吸器内科の常勤医師確保及び小児科の常勤医師増員を予定しておりましたがいずれも実現をせず、さらに、産婦人科常勤医師の年度途中の退職に伴う産科休診などの影響があったこと、新病院開院を見据えて介護療養病床への入院を抑制し始めたことなどがあると考えております。さらに、整形外科入院を知多市民病院に集約したことにより、入院治療を必要とするような整形外科受診患者が他院に流れてしまっているというふうに考えております。知多市民病院では、入院延べ患者数を見込むに当たり24年度に整形外科入院を知多市民病院に集約したこと、常勤医師の増員が見込まれること、救急搬送件数が増加していることなどによる影響を想定をいたして積算をいたしましたが、整形外科入院の集約などによる患者数の伸びが見込みを下回ったことや、全体として平均在院日数がわずかでございます、約一日ですけれども短くなったということが原因だと考えております。外来患者延べ患者数におきましては当初予定量の1.9%の減で、これはほぼ予定どおりであったと考えております。以上でございます。

管理課課長（岡田光史）

2点目、自動車運行管理業務委託料について、シャトルバス運行事業の実績と評価でございますが、東海市民病院と旧東海市民病院の中ノ池間で運行していた患者連絡バスを6月より知多市民病院まで延長し、合わせてバス1台体制から2台体制に変更いたしました。乗降者数の実績につきましては、路線変更前の5月までが延べ845名、一日当たり20.1名、変更後の6月以降が延べ9,580名、一日当たり47.6名の合計1万425名となっております。事業の評価につきましては、知多市民病院まで路線延長をしたこと及びバス2台体制としたことにより、乗降者数が倍増し両病院利用者の利便性向上に寄与しているものと考えております。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって認定第3号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。日程第12、認定第1号「平成25年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、日程第13、認定第2号「平成25年度西知多医療厚生組合衛生事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、日程第14、認定第3号「平成25年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際、これを許します。

管理者（鈴木淳雄）

議長のお許しを得ましたので、第4回定例会の閉会に当たりまして一言御礼を申し上げます。

本日は慎重に御審議をいただき御議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（江端菊和）

これをもちまして、平成26年第4回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。

(11月20日 午後 2時31分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年11月20日

西知多医療厚生組合議会 議長 江端 菊 和

3番署名議員 田 中 雅 章

13番署名議員 島 崎 昭 三